

北九州市公報

第1416号

毎月2回1, 15日発行

発行所

北九州市小倉北区城内1番1号

北九州市役所

購読料 年 6,500円 月 550円, 1部 280円

目次

条 例

- 北九州市職員退職手当支給条例（一部改正）…………… 522
- 旧五市等の職員であった者に係る退職給付等に関する条例（一部改正）…………… 522
- 北九州市立男女共同参画センター条例（一部改正）…… 523
- 北九州市市税条例（一部改正）…………… 523
- 北九州市渡船事業条例（一部改正）…………… 524
- 北九州市産業観光施設の設置及び管理に関する条例（一部改正）…………… 525
- 北九州市国際交流施設の設置及び管理に関する条例（一部改正）…………… 526
- 北九州市都市公園、霊園、駐車場等の設置及び管理に関する条例（一部改正）…………… 527
- 北九州市ほたる館条例（一部改正）…………… 536
- 北九州市都市公園、霊園、駐車場等の設置及び管理に関する条例及び北九州市自動車駐車場条例の一部を改正する条例 …………… 537
- 北九州市火災予防条例（一部改正）…………… 537
- 北九州市消防団員退職報償金支給条例（一部改正）…… 538

規 則

- 北九州市国際交流施設の設置及び管理に関する条例施行規則（一部改正）…………… 539
- 北九州市ほたる館条例施行規則（一部改正）…………… 539
- 北九州市立男女共同参画センター条例施行規則（一部改正）…………… 539
- 北九州市自動車駐車場条例施行規則（一部改正）…… 540
- 北九州市市税条例の一部を改正する条例の一部の施行期日を定める規則 …………… 540
- 北九州市区役所等事務分掌規則及び北九州市職員の兼務に関する規則の一部を改正する規則 …………… 540

告 示

- 北九州市大学等誘致及び整備促進補助金交付要綱（一部改正）…………… 540
- 港湾施設の概要（一部改正）…………… 541
- 放置自転車の移動及び保管 …………… 541
- 不動産又は不動産に関する権利等を保有する地縁による団体の認可 …………… 542
- 区出納員の収納事務の委任 …………… 542
- 水路の供用廃止 …………… 547
- 児童福祉法に基づく指定居宅支援事業者の指定 ……… 547
- 児童福祉法に基づく指定居宅支援事業者からの変更の届出 …………… 548
- 身体障害者福祉法に基づく指定居宅支援事業者の指定 …………… 548

- 身体障害者福祉法に基づく指定居宅支援事業者からの変更の届出 …………… 548
- 知的障害者福祉法に基づく指定居宅支援事業者の指定 …………… 549
- 知的障害者福祉法に基づく指定居宅支援事業者からの変更の届出 …………… 549
- 市営住宅の名称及び位置 …………… 549
- 公立大学法人北九州市立大学の中期目標 …………… 549
- 徴収事務の委託（3件）…………… 551

公 告

- 北九州市吉志土地区画整理組合からの就任した理事の届出 …………… 551
- 大規模小売店舗の変更事項の届出 …………… 552
- 道路位置の指定（第3号）…………… 552
- 農用地利用集積計画 …………… 553
- 開発行為に関する工事の完了 …………… 553
- 一般競争入札による特定調達契約の締結（7件）……… 553
- 特定調達契約に係る一般競争入札の公告の一部を改正する公告（2件）…………… 554
- 特定調達契約に係る一般競争入札の公告 …………… 555

水 道 局

- 北九州市水道局企業職員の給与に関する規程（一部改正）…………… 556

病 院 局

- 北九州市病院局職員被服貸与規程（廃止）…………… 556
- 北九州市病院局職員の職名等に関する規程（一部改正）…………… 556
- 北九州市病院局職員衛生委員会規程 …………… 556
- 北九州市病院局庁内管理規程（一部改正）…………… 557
- 北九州市病院局職員給与規程（一部改正）…………… 557

市選挙管理委員会

- 北九州市東部農業委員会委員一般選挙及び北九州市西部農業委員会委員一般選挙における各選挙区の選挙長及びその職務を代理すべき者 …………… 557
- 北九州市東部農業委員会委員選挙及び北九州市西部農業委員会委員選挙の投票区の設置 …………… 558

雑 報

- 福岡北九州高速道路債券の定時償還する債券の証券番号の決定 …………… 564

本号で公布された条例等のあらまし

北九州市職員退職手当支給条例の一部を改正する条例

- 1 退職手当の算定に係る勤続期間に国立大学法人等の在職期間を通算することにしました。
 - 2 職員が引き続き国立大学法人等に使用される者となる場合には、退職手当を支給しないことにしました。
- この条例は、平成17年6月9日から施行することにしました。

旧五市等の職員であった者に係る退職給付等に関する条例の一部を改正する条例

恩給法の改正に準じ、退職料等で退職一時金等を受けたことにより一定額を控除して年額としているものについては、平成17年4月分以降、当該控除をしない額を年額とすることにしました。

この条例は、平成17年6月9日から施行することとし、改正後の条例の規定は、平成17年4月1日から適用することにしました。

北九州市立男女共同参画センター条例の一部を改正する条例

男女共同参画センターに指定管理者制度を導入することができるようになりました。

この条例は、平成17年6月9日から施行することにしました。

北九州市市税条例の一部を改正する条例

北九州市市税条例の一部を次のとおり改正することにしました。

個人市民税における年齢65歳以上の者に係る非課税措置の廃止等をすることにしました。

この条例は、平成18年1月1日から施行することにしました。

北九州市渡船事業条例の一部を改正する条例

渡船の使用料を次のとおり改定することにしました。

1 若戸渡船使用料

(1) 普通運賃

種 別	大 人	小 児	自 転 車
普通券	100円	50円	100円

(2) 定期券運賃

種 別	1 月	3 月	6 月
通勤定期	3,600円	10,260円	19,440円
通学定期（高校生以上）	630円	1,750円	-
自転車定期	1,500円	4,260円	8,260円
通学自転車定期	750円	2,130円	-

(3) 回数券運賃

回数券（1,000回分）

普通運賃の650倍の額とする

この条例は、平成17年9月1日から施行することにした。

北九州市産業観光施設の設置及び管理に関する条例の一部を改正する条例

旧大阪商船、旧門司三井倶楽部、門司港レトロ観光物産館及び門司港レトロ展望室について利用料金制度を導入するため、利用料金の上限額を定めることにしました。

この条例は、平成18年4月1日から施行することにした。

北九州市国際交流施設の設置及び管理に関する条例の一部を改正する条例

国際交流施設の管理について、指定管理者制度を導入するため、関係規定を改めることにしました。

この条例は、平成17年6月9日から施行することにした。

北九州市都市公園、霊園、駐車場等の設置及び管理に関する条例の一部を改正する条例

響灘緑地内に存する有料施設（サイクリングターミナル、熱帯生態園、都市緑化センター等）その他の有料施設について、利用料金制度を導入するため、利用料金の上限額を定めることにしました。

この条例は、平成18年4月1日から施行することにした。

北九州市ほたる館条例の一部を改正する条例

北九州市ほたる館の管理について、指定管理者制度を導入することができるよう、関係規定を改めることにしました。

この条例は、平成17年6月9日から施行することにした。

北九州市都市公園、霊園、駐車場等の設置及び管理に関する条例及び北九州市自動車駐車場条例の一部を改正する条例

自動車駐車場の管理を指定管理者に代行させることができるよう、関係規定を改めるとともに、指定管理者の業務等に関する規定を新たに定めることにしました。

この条例は、平成17年6月9日から施行することにした。

北九州市火災予防条例の一部を改正する条例

対象火気設備等の位置、構造及び管理並びに対象火気器具等の取扱いに関する条例の制定に関する基準を定める省令の一部改正等に伴い、次のとおり関係規定を改めることにしました。

- 1 燃料電池発電設備の位置、構造及び管理の基準を加えることにしました。
- 2 火を使用する設備に付属する煙突の位置及び構造に関する規定を改めることにしました。
- 3 指定数量未満の地下タンクの技術上の基準に関する規定を改めることにしました。
- 4 消防用設備等の非常電源に燃料電池設備を加えることにしました。

この条例は、1については平成17年10月1日から、2及び3については公布の日から、4については平成18年4月1

日から施行することにした。

北九州市消防団員退職報償金支給条例の一部を改正する条例
分団長等の退職報償金の支給額を次のように引き上げること
にしました。

階級	勤務年数	支給額
分団長	20年以上25年未満	461,000円
副分団長	10年以上15年未満	231,000円
部長及び班長	10年以上15年未満	231,000円

改正後の条例は、平成17年4月1日から適用することにした。

北九州市国際交流施設の設置及び管理に関する条例施行規則の一部を改正する規則

北九州市国際交流施設の設置及び管理に関する条例の一部改正に伴い、指定管理者に関し、関係規定を改めることにしました。

この規則は、平成17年6月9日から施行することにした。

た。

北九州市ほたる館条例施行規則の一部を改正する規則
北九州市ほたる館条例の一部改正に伴い、関係規定を改める
ことにしました。

この規則は、平成17年6月9日から施行することにした。

北九州市立男女共同参画センター条例施行規則の一部を改正する規則

北九州市立男女共同参画センター条例の一部改正に伴い、関係規定を改めることにしました。

この規則は、平成17年6月9日から施行することにした。

北九州市自動車駐車場条例施行規則の一部を改正する規則

北九州市自動車駐車場条例の一部改正に伴い、関係規定を改めることにしました。

この規則は、平成17年6月13日から施行することにした。

条 例

北九州市職員退職手当支給条例の一部を改正する条例をここに公布する。

平成17年6月9日

北九州市長 末 吉 興 一

北九州市条例第33号

北九州市職員退職手当支給条例の一部を改正する
条例

北九州市職員退職手当支給条例（昭和38年北九州市条例第25号）の一部を次のように改正する。

第7条第3項中「第8条第1項各号の一に」を「次条第1項各号のいずれかに」に改め、同条第5項中「地方公務員（」の次に「非常勤職員及び臨時的任用職員を除き、」を、「使用される者」の次に「（非常勤の者及び臨時に使用される者を除く。以下「本市関連法人に使用される者」という。）」を加え、「又は国家公務員退職手当法」を「、国家公務員退職手当法」に、「以下「」を「以下同じ。」又は国立大学法人等（国立大学法人法（平成15年法律第112号）第2条第1項に規定する国立大学法人若しくは同条第3項に規定する大学共同利用機関法人又は地方独立行政法人法（平成15年法律第118号）第68条第1項に規定する公立大学法人をいう。以下同じ。）に使用される者（非常勤の者及び臨時に使用される者を除く。以下同じ。）で市長が特に認めるもの（以下この項において「」に、「おいてその者」を「おいて、その者」に、「前4項」を「前各項」に改め、同項ただし書中「地方公務員」の次に「又は国立大学法人等に使用される者」を加え、同条第6項各号列記以外の部分中「前5項」を「前各項」に、「一に」を「いずれかに」に改め、同条第7項中「前6項」を「前各項」に改める。

第13条中「職員が、引き続き職員以外の地方公務員等」を「退職する職員（本市関連法人に使用される者又は国立大学法人等に使用される者となる職員にあっては、市長が特に認める者に限る。）が引き続き職員以外の地方公務員（非常勤職

員及び臨時的任用職員を除き、本市関連法人に使用される者を含む。）、「国家公務員退職手当法第2条に規定する者又は国立大学法人等に使用される者（以下この項において「職員以外の地方公務員等」という。）」に改める。

付 則

この条例は、公布の日から施行する。

旧五市等の職員であった者に係る退職給付等に関する条例の一部を改正する条例をここに公布する。

平成17年6月9日

北九州市長 末 吉 興 一

北九州市条例第34号

旧五市等の職員であった者に係る退職給付等に関する条例の一部を改正する条例

旧五市等の職員であった者に係る退職給付等に関する条例（昭和39年北九州市条例第145号）の一部を次のように改正する。

第20条を第21条とし、第14条から第19条までを1条ずつ繰り下げ、第13条の次に次の1条を加える。

（退職一時金等を受けたことのある者に係る退隠料等の年額についての特例）

第14条 第2条第3項第1号の規定によりなお効力を有するものとされる退隠料条例等又は共済条例の規定による年金たる退隠料若しくは退職年金又は遺族扶助料若しくは遺族年金（平成17年3月31日以前に給付事由の生じたものに限る。）で、これらの条例の規定により一時退隠料、退職一時金又は退職給与金を受けたことにより一定額を控除した額をもってその年額としているものについては、これらの条例の規定にかかわらず、平成17年4月分以降、当該控除をしない額をもってその年額とする。

付 則

（施行期日等）

1 この条例は、公布の日から施行し、改正後の旧五市等の職員であった者に係る退職給付等に関する条例（以下「改正後の条例」という。）第14条の規定は、平成17年4月1日から適用する。

(内払)

- 2 退職料等(退職料条例等又は共済条例(旧五市等の職員であった者に係る退職給付等に関する条例第2条に規定するものをいう。))の規定による年金たる退職料及び退職年金並びに遺族扶助料及び遺族年金をいう。以下同じ。))の受給者が改正前の旧五市等の職員であった者に係る退職給付等に関する条例の規定に基づいて平成17年4月1日以後の分として支給を受けた退職料等は、改正後の条例の規定に基づく退職料等の内払とみなす。

(職権改定)

- 3 改正後の条例第14条の規定による退職料等の年額の改定は、市長が受給者の請求を待たずに行う。

~~~~~  
北九州市立男女共同参画センター条例の一部を改正する条例をここに公布する。

平成17年6月9日

北九州市長 末 吉 興 一

### 北九州市条例第35号

北九州市立男女共同参画センター条例の一部を改正する条例

北九州市立男女共同参画センター条例(平成7年北九州市条例第6号)の一部を次のように改正する。

第3条の見出し中「承認」を「許可」に改め、同条第1項中「市長の承認」を「市長(地方自治法(昭和22年法律第67号)第244条の2第3項に規定する指定管理者(以下「指定管理者」という。))に使用の許可を行わせるときは、指定管理者。以下この条及び次条において同じ。))の許可」に改め、同条第2項各号列記以外の部分中「承認」を「許可」に改める。

第4条の見出し中「使用承認」を「使用の許可」に改め、同条中「承認」を「許可」に改める。

第5条第2項中「承認」を「許可」に改める。

第8条の見出しを「(指定管理者)」に改め、同条中「その管理を市が出資している法人で地方自治法施行令(昭和22年政令第16号)で定めるもの又は公共団体若しくは公共的団体に委託する」を「センターの管理を指定管理者に行わせる」に改める。

第10条を第14条とし、第9条を第13条とし、第8条の次に次の4条を加える。

(指定管理者の指定の手續)

第9条 指定管理者の指定を受けようとするものは、市長が別に定める申請書にセンターの管理に関する事業計画書その他規則で定める書類を添えて市長に申請しなければならない。

- 2 前項に規定する申請があったときは、市長は、事業計画書の内容、事業計画書に従いセンターの管理を安定して行う能力等を審査の上、最も適当であると認めたものを指定管理者として指定する。

(指定管理者が行う業務)

第10条 指定管理者が行うセンターの管理の業務は、次のとおりとする。

- (1) 第2条各号に掲げる事業の実施に関すること。
- (2) センターの維持管理に関すること。
- (3) センターの施設等の使用の許可に関すること。
- (4) 前3号に掲げるもののほか、市長が別に定める業務(指定管理者が行う管理の基準)

第11条 指定管理者は、法令、この条例、この条例に基づく規則その他市長の定めるところに従いセンターの管理を行わなければならない。

(指定管理者の秘密保持義務)

第12条 指定管理者の役員若しくは職員若しくはその構成員又はこれらの者であった者は、センターの管理に関して知り

得た秘密を漏らし、又はセンターの管理の業務以外の目的のために使用してはならない。

付 則

(施行期日)

- 1 この条例は、公布の日から施行する。

(経過措置)

- 2 この条例の施行の際現に地方自治法の一部を改正する法律(平成15年法律第81号)附則第2条の規定によりなお従前の例により管理を委託している北九州市立男女共同参画センターの管理については、平成18年9月1日(同日前に地方自治法(昭和22年法律第67号)第244条の2第3項の規定に基づき北九州市立男女共同参画センターの管理に係る指定をした場合には、当該指定の日)までの間は、なお従前の例による。

~~~~~  
北九州市市税条例の一部を改正する条例をここに公布する。

平成17年6月9日

北九州市長 末 吉 興 一

北九州市条例第36号

北九州市市税条例の一部を改正する条例

北九州市市税条例(昭和38年北九州市条例第85号)の一部を次のように改正する。

第12条第1項第2号中「、年齢65歳以上の者」を削る。

第26条第1項ただし書中「又は第3項」を「又は第4項」に、「本条」を「この条」に改め、同条第2項中「同条第3項」を「同条第4項」に改める。

付則第23条第1項中「附則第18条第5項」を「附則第18条第4項」に、「本項から第3項まで及び」を「この項及び次項並びに」に、「第5項第1号」を「第4項第1号」に改め、同条第2項を削り、同条中第3項を第2項とし、第4項を第3項とし、同条第5項第2号中「付則第23条第4項」を「付則第23条第3項」に改め、同項を同条第4項とする。

付則第23条の4を削る。

付則第23条の3中「附則第35条の2の3第4項」を「附則第35条の2の4第4項」に改め、同条を付則第23条の4とする。

付則第23条の2第1項中「前条第1項」を「付則第23条第1項」に、「附則第18条の2第5項」を「附則第18条の3第4項」に、「同条第2項から第4項まで」を「同条第1項から第3項まで」に、「本条」を「この条」に、「第3項」を「次項」に、「同条第5項第1号」を「同条第4項第1号」に改め、同条第2項を削り、同条第3項中「第1項」を「前項」に、「前条第5項」を「付則第23条第4項」に、「付則第23条の2第1項」を「付則第23条の3第1項」に改め、同項を同条第2項とし、同条を付則第23条の3とし、付則第23条の次に次の1条を加える。

(特定管理株式が価値を失った場合の株式等に係る譲渡所得等の課税の特例)

第23条の2 市民税の所得割の納税義務者について、その有する租税特別措置法第37条の10の2第1項に規定する特定管理株式(以下この項及び次項において「特定管理株式」という。)が株式としての価値を失ったことによる損失が生じた場合として同条第1項各号に掲げる事実が発生したときは、当該事実が発生したことは当該特定管理株式の譲渡をしたことと、当該損失の金額として令附則第18条の2第5項において準用する同条第1項で定める金額は当該特定管理株式の譲渡をしたことにより生じた損失の金額とそれぞれみなして、この条及び前条の規定その他のこの条例の規定を適用する。

- 2 市民税の所得割の納税義務者が前年中に租税特別措置法第

37条の10の2第1項に規定する特定管理口座（その者が2以上の特定管理口座を有する場合には、それぞれの特定管理口座）に保管の委託がされている特定管理株式の譲渡（これに類するものとして令附則第18条の2第5項において準用する同条第2項で定めるものを含む。以下この項及び付則第23条の4において同じ。）をした場合には、令附則第18条の2第5項において準用する同条第3項で定めるところにより、当該特定管理株式の譲渡による事業所得の金額、譲渡所得の金額又は雑所得の金額と当該特定管理株式の譲渡以外の株式等の譲渡による事業所得の金額、譲渡所得の金額又は雑所得の金額とを区分して、これらの金額を計算するものとする。

- 3 第1項の規定は、令附則第18条の2第5項において準用する同条第4項で定めるところにより、第1項に規定する事実が発生した年の末日の属する年度の翌年度分の第26条第1項又は第3項の規定による申告書（その提出期限後において市民税の納税通知書が送達される時までに提出されたものと及びその時までに提出された第27条第1項の確定申告書を含む。）に第1項の規定の適用を受けようとする旨の記載があるとき（これらの申告書にその記載がないことについてやむを得ない理由があると市長が認めるときを含む。）に限り、適用する。

付則第23条の5第2項中「第4項」を「第3項」に、「第23条の2第1項及び第2項」を「第23条の3第1項」に、「第23条の2第1項中」を「第23条の3第1項中」に改める。

付則第24条第2項中「第9項」を「第8項」に改め、同条第3項中「附則第35条の3第12項」を「附則第35条の3第11項」に、「本項」を「この項」に、「本条」を「この条」に改め、同条第4項中「第4項」を「第3項」に、「第23条の2第1項及び第2項」を「第23条の3第1項」に、「第23条の2第1項中」を「第23条の3第1項中」に改め、同条第8項を削り、同条第9項中「第7項」を「前項」に改め、同項を同条第8項とする。

付 則

（施行期日）

第1条 この条例は、平成18年1月1日から施行する。

（経過措置）

第2条 改正後の北九州市市税条例（以下「新条例」という。）

）第12条第1項第2号の規定は、平成18年度以後の年度分の個人の市民税について適用し、平成17年度分までの個人の市民税については、なお従前の例による。

- 2 平成18年度分の個人の市民税の均等割に限り、前年の合計所得金額が125万円以下であり、かつ、平成17年1月1日現在において年齢65歳以上であった者（地方税法等の一部を改正する法律（平成17年法律第5号）第1条の規定による改正後の地方税法（昭和25年法律第226号。以下「新法」という。）の施行地に住所を有しない者を除く。）に係る新条例第15条第1項の規定の適用については、同項中「3,000円」とあるのは、「1,000円」とする。

- 3 平成18年度分の個人の市民税の所得割に限り、所得割の納税義務者で、前年の合計所得金額が125万円以下であり、かつ、平成17年1月1日現在において年齢65歳以上であったものの所得割（新条例第12条第1項に規定する分離課税に係る所得割を除く。以下この項において同じ。）については、新条例の規定中所得割に関する部分（新条例第23条第1項を除く。）を適用した場合における所得割の額から、当該額の3分の2に相当する額を控除するものとする。この場合における新条例第23条第1項の規定の適用については、同項中「第20条及び第21条並びに法第314条の7

」とあるのは、「北九州市市税条例の一部を改正する条例（平成17年北九州市条例第36号）付則第2条第3項」とする。

- 4 平成19年度分の個人の市民税の均等割に限り、前年の合計所得金額が125万円以下であり、かつ、平成17年1月1日現在において年齢65歳以上であった者（新法の施行地に住所を有しない者を除く。）に係る新条例第15条第1項の規定の適用については、同項中「3,000円」とあるのは、「2,000円」とする。
- 5 平成19年度分の個人の市民税の所得割に限り、所得割の納税義務者で、前年の合計所得金額が125万円以下であり、かつ、平成17年1月1日現在において年齢65歳以上であったものの所得割（新条例第12条第1項に規定する分離課税に係る所得割を除く。以下この項において同じ。）については、新条例の規定中所得割に関する部分（新条例第23条第1項を除く。）を適用した場合における所得割の額から、当該額の3分の1に相当する額を控除するものとする。この場合における新条例第23条第1項の規定の適用については、同項中「第20条及び第21条並びに法第314条の7」とあるのは、「北九州市市税条例の一部を改正する条例（平成17年北九州市条例第36号）付則第2条第5項」とする。
- 6 新条例付則第23条の2の規定は、平成17年4月1日以後に同条第1項に規定する事実が発生する場合について適用する。

北九州市渡船事業条例の一部を改正する条例をここに公布する。

平成17年6月9日

北九州市長 末 吉 興 一

北九州市条例第37号

北九州市渡船事業条例の一部を改正する条例

北九州市渡船事業条例（昭和39年北九州市条例第31号）の一部を次のように改正する。

第3条第1項中「相当する額」の次に「及び地方消費税の額に相当する額」を加える。

別表第1第1項を次のように改める。

1 普通運賃

種 別	大 人	小 児	自 転 車
普通券	100円	50円	100円

備考

- 1 この表において「大人」とは、12歳以上の者（小学生（小学校（学校教育法（昭和22年法律第26号）第1条の小学校並びに盲学校、聾学校及び養護学校の小学部並びに同法第83条の各種学校の小学部に類するものをいう。）に就学する児童をいう。以下同じ。）を除く。）をいう。

- 2 この表において、「小児」とは、1歳以上12歳未満の者及び12歳以上の小学生をいう。

別表第1第2項第1号の表中

通勤定期券	1,800円	5,130円	9,720円	を
通学定期券 （高校生以上）	630円	1,750円	-	
自転車定期券	750円	2,130円	4,130円	

通勤定期	3,600円	10,260円	19,440円
通学定期 (高校生以上)	630円	1,750円	-
自転車定期	1,500円	4,260円	8,260円
通学自転車定期	750円	2,130円	-

に

改め、同項第2号中「11回分」の次に「及び1,000回分」を加え、「普通運賃の10倍」を「11回分にあつては普通運賃の10倍の額、1,000回分にあつては普通運賃の650倍」に改める。

別表第2第1項の表に備考として次のように加える。

備考 この表における「大人」及び「小児」の意義は、別表第1第1項の表の備考第1項及び第2項に定めるところによる。

別表第2第2項第2号の表に備考として次のように加える。

備考 この表における「大人」及び「小児」の意義は、別表の備考第1項及び第2項に定めるところによる。

付 則

(施行期日)

1 この条例は、平成17年9月1日から施行する。

(経過措置)

2 この条例の施行の日前に改正前の北九州市渡船事業条例の規定に基づき発行された若戸渡船の通勤定期券及び自転車定期券(以下「定期券」という。)並びに回数券は、定期券にあつてはその残余通用期間に限り、回数券にあつては同日から6月間に限り、改正後の北九州市渡船事業条例の規定に基づき発行されたものとみなす。

北九州市産業観光施設の設置及び管理に関する条例の一部を改正する条例をここに公布する。

平成17年6月9日

北九州市長 末 吉 興 一

北九州市条例第38号

北九州市産業観光施設の設置及び管理に関する条例の一部を改正する条例

北九州市産業観光施設の設置及び管理に関する条例(昭和47年北九州市条例第6号)の一部を次のように改正する。

別表第2の旧大阪商船の項、旧門司三井倶楽部の項、門司港レトロ観光物産館の項及び門司港レトロ展望室の項を削る。

別表第3中

			200円券5,000枚につき500,000円	を
--	--	--	------------------------	---

			200円券5,000枚につき500,000円				
旧大阪商船	展示室	陳列品の観覧料	-		大人	小・中学校の児童及び生徒	
			個人	1人1回	100円	50円	
			団体(30人以上)		80円	40円	
	多目的ホール		9時～12時	12時～17時	17時～22時	1 営利のための販売会、展示会、イベント等を主たる目的とする利用に係る場合の額は、規定の額の30割に相当する額とする。 2 冷暖房設備を利用する場合の冷暖房設備の額は、実費に相当する額の範囲内で市長が別に定める。	
			700円	1,100円	1,800円		
ピアノ		5時間又はその端数ごとに1,000円				ピアノ利用料には、調律料を含まない。	

	ミニ列車	1台につき1回300円	を
--	------	-------------	---

	ミニ列車	1台につき1回300円	
--	------	-------------	--

旧門司三井倶楽部	2階入館料	-		大人	小・中学校の児童及び生徒	
		個人	1人1回	100円	50円	
		団体(30人以上)		80円	40円	
	多目的スペース		9時～12時	12時～17時	17時～22時	1 営利のための販売会、展示会、イベント等を主たる目的とする利用に係る場合の額は、規定の額の30割に相当する額とする。 2 冷暖房設備を利用する場合の冷暖房設備の額は、実費に相当する額の範囲内で市長が別に定める。
			700円	1,100円	1,800円	
	ピアノ		5時間又はその端数ごとに5,000円			ピアノ利用料には、調律料を含まない。
門司港レトロ観光物産館	-		9時～17時	17時～22時	1 営利のための販売会、展示会、イベント等を主たる目的とする利用に係る場合の額は、規定の額の30割に相当する額とする。 2 冷暖房設備を利用する場合の冷暖房設備の額は、実費に相当する額の範囲内で市長が別に定める。	
	多目的ホールA・B		1時間又はその端数ごとに500円	1時間又はその端数ごとに800円		
	多目的ホールA		1時間又はその端数ごとに250円	1時間又はその端数ごとに400円		
	多目的ホールB		1時間又はその端数ごとに250円	1時間又はその端数ごとに400円		

に、

を

に

改める。

付 則

この条例は、平成18年4月1日から施行する。

~~~~~

北九州市国際交流施設の設置及び管理に関する条例の一部を改正する条例をここに公布する。

平成17年6月9日

北九州市長 末 吉 興 一

## 北九州市条例第39号

北九州市国際交流施設の設置及び管理に関する条例の一部を改正する条例

北九州市国際交流施設の設置及び管理に関する条例(平成2

年北九州市条例第17号)の一部を次のように改正する。

第9条を第15条とし、第8条を第14条とし、第7条の見出しを「(指定管理者)」に改め、同条中「その管理を市が出資している法人で地方自治法施行令(昭和22年政令第16号)で定めるもの又は公共団体若しくは公共の団体に委託する」を「当該国際交流施設の管理を指定管理者に行わせる」に改め、同条を第9条とし、同条の次に次の4条を加える。

(指定管理者の指定の手続)

第10条 指定管理者の指定を受けようとするものは、市長が別に定める申請書に当該国際交流施設の管理に関する事業計画書その他規則で定める書類を添えて市長に申請しなければならない。

2 前項に規定する申請があったときは、市長は、事業計画書の内容、事業計画書に従い国際交流施設の管理を安定して行う能力等を審査の上、最も適当であると認めたものを指定管理者として指定する。

(指定管理者が行う業務)

第11条 指定管理者が行う国際交流施設の管理の業務は、次のとおりとする。

- (1) 国際交流施設の維持管理に関すること。
- (2) 国際交流施設の使用の許可に関すること。
- (3) 前2号に掲げるもののほか、市長が別に定める業務

(指定管理者が行う管理の基準)

第12条 指定管理者は、法令、この条例、この条例に基づく規則その他市長の定めるところに従い国際交流施設の管理を行わなければならない。

(指定管理者の秘密保持義務)

第13条 指定管理者の役員若しくは職員若しくはその構成員又はこれらの者であった者は、国際交流施設の管理に関して知り得た秘密を漏らし、又は当該施設の管理の業務以外の目的のために使用してはならない。

第6条各号列記以外の部分中「一に」を「いずれかに」に改め、同条を第8条とし、第5条を第7条とし、第4条を第6条とし、第3条の次に次の2条を加える。

(使用の許可)

第4条 国際交流施設を使用しようとする者は、あらかじめ市長(地方自治法(昭和22年法律第67号)第244条の2第3項に規定する指定管理者(以下「指定管理者」という。))に使用の許可を行わせる国際交流施設にあっては、指定管理者。以下この条及び次条において同じ。)の許可を受けなければならない。

2 市長は、次の各号のいずれかに該当するときは、前項の許可をしないものとする。

- (1) 公の秩序又は善良の風俗を害するおそれがあると認められるとき。
- (2) 国際交流施設の設置の目的に反するとき。
- (3) 国際交流施設を損傷するおそれがあると認められるとき。
- (4) 前3号に掲げる場合のほか、国際交流施設の管理上支障があると認められるとき。

(使用の許可の取消し等)

第5条 市長は、前条第1項の許可に係る使用が次の各号のいずれかに該当するときは、使用の許可を取り消し、使用を制限し、又は使用の停止を命ずることができる。

- (1) 前条第2項各号のいずれかに該当するとき。
- (2) この条例若しくはこの条例に基づく処分に違反し、又は関係職員の指示に従わなかったとき。
- (3) 詐欺その他不正の行為により使用の許可を受けたとき。

別表第2中「別表第2(第4条関係)」を「別表第2(第6条関係)」に改める。

付 則

(施行期日)

- 1 この条例は、公布の日から施行する。
- (経過措置)
- 2 この条例の施行の際現に地方自治法の一部を改正する法律(平成15年法律第81号)附則第2条の規定によりなお従前の例により管理を委託している国際交流施設の管理については、平成18年9月1日(同日前に地方自治法(昭和22年法律第67号)第244条の2第3項の規定に基づき当該国際交流施設の管理に係る指定をした場合には、当該指定の日)までの間は、なお従前の例による。

北九州市都市公園、霊園、駐車場等の設置及び管理に関する条例の一部を改正する条例をここに公布する。

平成17年6月9日

北九州市長 末 吉 興 一

#### 北九州市条例第40号

北九州市都市公園、霊園、駐車場等の設置及び管理に関する条例の一部を改正する条例

北九州市都市公園、霊園、駐車場等の設置及び管理に関する条例(昭和47年北九州市条例第7号)の一部を次のように改正する。

別表第1の3 有料施設の使用料の表のプールの項中

|            |       |            |      |          |              |              |         |
|------------|-------|------------|------|----------|--------------|--------------|---------|
| 仙水児童プール    | 共用    | 中学校の生徒以下の者 |      |          | 1人1回（2時間以内）  | 円<br>50      |         |
| 志井ファミリープール | 入場料   | 区 分        |      | 一 般      | 小・中学校の児童及び生徒 | 幼 児          |         |
|            |       | 個人         | 1人1回 | 円<br>400 | 円<br>200     | 円<br>50      |         |
|            |       | 団体（25人以上）  |      | 320      | 160          | 40           |         |
|            | 施設使用料 | 波のプール      | 区 分  |          | 一 般          | 小・中学校の児童及び生徒 | 幼 児     |
|            |       |            | 個人   | 1人1回     | 円<br>300     | 円<br>150     | 円<br>50 |
|            |       |            |      |          |              |              |         |

|  |        |           |           |     |          |
|--|--------|-----------|-----------|-----|----------|
|  |        | 団体（25人以上） | 240       | 120 | 40       |
|  |        | スライダープール  | 1人1回      |     | 円<br>100 |
|  |        | 川下りプール    | 〃         |     | 100      |
|  | 器具使用料  | ゴムボート     | 1回（1時間以内） |     | 円<br>500 |
|  |        | ボディボード    | 1回（2時間以内） |     | 300      |
|  | その他使用料 | コインロッカー   | 1回        |     | 円<br>100 |

|         |    |            |             |     |
|---------|----|------------|-------------|-----|
| 仙水児童プール | 共用 | 中学校の生徒以下の者 | 1人1回（2時間以内） | 50円 |
|---------|----|------------|-------------|-----|

改め、同表のその他の項中

|             |              |     |            |                   |                   |                                                                                                          |                                                                                                                                                                          |
|-------------|--------------|-----|------------|-------------------|-------------------|----------------------------------------------------------------------------------------------------------|--------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------|
| 勝山公園野外音楽堂   | 1時間又はその端数ごとに |     |            |                   | 円<br>270          | 使用者が入場料等を徴収する場合における使用料の額は、入場料等の総収入額に100分の4を乗じて得た額（当該額が規定使用料の額の15割に相当する額に満たないときは、当該規定使用料の額の15割に相当する額）とする。 |                                                                                                                                                                          |
| 高塔山公園野外音楽堂  |              |     |            |                   |                   |                                                                                                          |                                                                                                                                                                          |
| 高炉台公園野外音楽堂  |              |     |            |                   |                   |                                                                                                          |                                                                                                                                                                          |
| 響灘緑地野外ステージ  | 1時間又はその端数ごとに |     |            |                   | 円<br>1,000        |                                                                                                          |                                                                                                                                                                          |
| 響灘緑地水上ステージ  |              |     |            |                   | 800               |                                                                                                          |                                                                                                                                                                          |
| サイクリングターミナル | 宿泊料          | 区 分 |            | 一 般               | 中学校の生徒            | 小学校の児童                                                                                                   | 1 宿泊時間は午後4時から翌日の午前10時までとし、宿泊時間を超えて引き続き宿泊室を使用する場合は、宿泊料に休憩料を加算して徴収する。ただし、2泊以上継続して使用する場合は到着日及び出発日を除く滞在期間中については、この限りでない。<br>2 休憩のために宿泊室を個室として使用する場合は、1室につき200円を休憩料に加算して徴収する。 |
|             |              | 個 人 | 1人1泊       | 円<br>2,600        | 円<br>2,300        | 円<br>1,900                                                                                               |                                                                                                                                                                          |
|             |              | 団 体 | 30人以上50人未満 | 個人宿泊料に9/10を乗じて得た額 | 個人宿泊料に8/10を乗じて得た額 |                                                                                                          |                                                                                                                                                                          |
|             |              |     |            | 個人宿泊料に8/10を乗じて得た額 | 個人宿泊料に7/10を乗じて得た額 |                                                                                                          |                                                                                                                                                                          |
|             |              |     |            |                   |                   |                                                                                                          |                                                                                                                                                                          |

529

|  |        |         |               |          |  |  |
|--|--------|---------|---------------|----------|--|--|
|  |        |         | 超える分又はその端数ごとに |          |  |  |
|  | その他使用料 | コインロッカー | 1 回           | 円<br>100 |  |  |

」

|                                       |               |      |                                                                                                                      |
|---------------------------------------|---------------|------|----------------------------------------------------------------------------------------------------------------------|
| 勝山公園野外音楽堂<br>高塔山公園野外音楽堂<br>高炉台公園野外音楽堂 | 1 時間又はその端数ごとに | 270円 | 使用者が入場料等を徴収する場合における使用料の額は、入場料等の総収入額に 1 0 0 分の 4 を乗じて得た額（当該額が規定使用料の額の 1 5 割に相当する額に満たないときは、当該規定使用料の額の 1 5 割に相当する額）とする。 |
|---------------------------------------|---------------|------|----------------------------------------------------------------------------------------------------------------------|

」

|  |  |         |         |          |  |
|--|--|---------|---------|----------|--|
|  |  | 電気コンセント | 1 個 1 回 | 円<br>100 |  |
|--|--|---------|---------|----------|--|

|           |     |                       |         |          |                                   |  |
|-----------|-----|-----------------------|---------|----------|-----------------------------------|--|
| ひびき動物ワールド | 入場料 | 区 分                   |         | 一般       | 小・中学校の児童及び生徒                      |  |
|           |     | 1 人 1 回               |         | 円<br>300 | 円<br>150                          |  |
|           |     | 回数券（5 枚つづり）           | 1 人 1 回 | 1,000    | 500                               |  |
|           | 乗馬料 | 個 人                   | 1 人 1 回 | 円<br>300 | 小・中学校の児童及び生徒が、係員の指導のもとに乗馬するときに限る。 |  |
|           |     | 団体（2 5 人以上）           | 1 人 1 回 | 240      |                                   |  |
|           |     | 1 頭につき 3 0 分又はその端数ごとに |         | 2,000    |                                   |  |

|  |       |         |  |          |            |  |
|--|-------|---------|--|----------|------------|--|
|  | 馬車使用料 | 区 分     |  | 一般       | 中学校の生徒以下の者 |  |
|  |       | 1 人 1 回 |  | 円<br>200 | 円<br>100   |  |

|                |     |         |  |      |              |                                                              |
|----------------|-----|---------|--|------|--------------|--------------------------------------------------------------|
| 山田緑地<br>響灘緑地広場 | 入園料 | 区 分     |  | 一般   | 小・中学校の児童及び生徒 | 市長は、国民の祝日及び緑化に関する行事をする日で、特に必要があると認めて規則で定める日は、無料で入園させることができる。 |
|                |     | 1 人 1 回 |  | 100円 | 50円          |                                                              |

|          |                        |                  |            |                  |              |                  |                                                                                                                                         |
|----------|------------------------|------------------|------------|------------------|--------------|------------------|-----------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------|
| 森の家      | 各室<br>使用料              | 区分               | 9時～12時     |                  | 12時～17時      |                  | 多目的ホール、大会議室、小会議室又は講習室の利用者が入場料等を徴収する場合における使用料の額は、入場料等の総収入額に100分の4を乗じて得た額（当該額が規定使用料の額の15割に相当する額に満たないときは、当該規定使用料の額の15割に相当する額）とする。          |
|          |                        |                  | 平日         | 土曜日<br>日曜日<br>休日 | 平日           | 土曜日<br>日曜日<br>休日 |                                                                                                                                         |
|          |                        | 多目的<br>ホール       | 円<br>4,600 | 円<br>5,300       | 円<br>6,600   | 円<br>7,900       |                                                                                                                                         |
|          |                        | 大会議<br>室         | 1,100      | 1,700            | 1,600        | 2,600            |                                                                                                                                         |
|          |                        | 小会議<br>室         | 600        | 1,100            | 1,000        | 1,600            |                                                                                                                                         |
|          |                        | 講習室              | 1,900      | 3,100            | 2,900        | 4,700            |                                                                                                                                         |
|          |                        | 映像室              | 1,300      | 2,200            | 2,000        | 3,300            |                                                                                                                                         |
| ひびきタワー   | 区 分                    |                  | 一 般        |                  | 小・中学校の児童及び生徒 |                  |                                                                                                                                         |
|          | 1人1回                   |                  | 円<br>300   |                  | 円<br>150     |                  |                                                                                                                                         |
|          | 回数券<br>（5枚<br>つづり<br>） | 1<br>人<br>1<br>回 | 1,000      |                  | 500          |                  |                                                                                                                                         |
| 熱帯生態園    | 区 分                    |                  | 一 般        |                  | 小・中学校の児童及び生徒 |                  |                                                                                                                                         |
|          | 1人1回                   |                  | 円<br>300   |                  | 円<br>150     |                  |                                                                                                                                         |
|          | 回数券<br>（5枚<br>つづり<br>） | 1<br>人<br>1<br>回 | 1,000      |                  | 500          |                  |                                                                                                                                         |
| 都市緑化センター | 各室<br>使用料              | 区 分              | 9時～12時     |                  | 12時～17時      |                  | 利用者（都市緑化センターにあっては、イベントホールの利用者に限る。）が入場料等を徴収する場合における使用料の額は、入場料等の総収入額に100分の4を乗じて得た額（当該額が規定使用料の額の15割に相当する額に満たないときは、当該規定使用料の額の15割に相当する額）とする。 |
|          |                        |                  | 平日         | 土曜日<br>日曜日<br>休日 | 平日           | 土曜日<br>日曜日<br>休日 |                                                                                                                                         |
|          |                        | イベン<br>トホー<br>ル  | 円<br>2,500 | 円<br>2,900       | 円<br>3,600   | 円<br>4,300       |                                                                                                                                         |
|          |                        | 講習室              | 1,600      | 1,900            | 2,400        | 2,900            |                                                                                                                                         |
|          |                        | 会議室              | 1,000      | 1,200            | 1,500        | 1,800            |                                                                                                                                         |
| 森の美術館    | 展示室                    |                  | 9時～17時     |                  |              |                  |                                                                                                                                         |
|          |                        |                  | 平 日        |                  | 土曜日・日曜日・休日   |                  |                                                                                                                                         |
|          |                        |                  |            |                  |              |                  |                                                                                                                                         |

|                      |                |                   |                                            |                                                     |
|----------------------|----------------|-------------------|--------------------------------------------|-----------------------------------------------------|
|                      |                | 円<br>6,100        | 円<br>7,200                                 |                                                     |
| 山田緑地駐車施設<br>響灘緑地駐車施設 | 大型自動車<br>普通自動車 | 1台1回(1日以内)        | 1,000円以下の範囲内で規則で定める額<br>300円以下の範囲内で規則で定める額 | 大型自動車及び普通自動車の区分は、道路交通法(昭和35年法律第105号)第3条に規定するところによる。 |
| 三萩野公園駐車施設            | 普通自動車          | 1台につき30分又はその端数ごとに | 100円以下の範囲内で規則で定める額                         |                                                     |

|           |         |                   |                    |                                                   |
|-----------|---------|-------------------|--------------------|---------------------------------------------------|
|           | 電気コンセント | 1個<br>1回          | 100円               |                                                   |
| 三萩野公園駐車施設 | 普通自動車   | 1台につき30分又はその端数ごとに | 100円以下の範囲内で規則で定める額 | 普通自動車とは、道路交通法施行規則(昭和35年総理府令第60号)第2条に規定する普通自動車をいう。 |

改める。

別表第1の2中

|  |      |          |         |
|--|------|----------|---------|
|  | 1人1回 | 円<br>100 | 円<br>50 |
|--|------|----------|---------|

|      |       |        |                      |                   |              |                                                                |                                                                                                                   |
|------|-------|--------|----------------------|-------------------|--------------|----------------------------------------------------------------|-------------------------------------------------------------------------------------------------------------------|
|      |       | 1人1回   |                      | 100円              | 50円          |                                                                |                                                                                                                   |
| 山田緑地 | 入園料   | 区 分    |                      | 一 般               | 小・中学校の児童及び生徒 | 国民の祝日及び緑化に関する行事をする日で、市長が特に必要があると認めて規則で定める日については、無料で入園させるものとする。 |                                                                                                                   |
|      |       | 1人1回   |                      | 100円              | 50円          |                                                                |                                                                                                                   |
| 森の家  | 各室利用料 | 区 分    | 9時～12時               |                   | 12時～17時      |                                                                | 多目的ホール、大会議室、小会議室又は講習室の利用者が入場料等を徴収する場合の額は、入場料等の総収入額に100分の4を乗じて得た額（当該額が規定の額の15割に相当する額に満たないときは、当該規定の額の15割に相当する額）とする。 |
|      |       |        | 平 日                  | 土曜日<br>日曜日<br>休 日 | 平 日          | 土曜日<br>日曜日<br>休 日                                              |                                                                                                                   |
|      |       | 多目的ホール | 4,600円               | 5,300円            | 6,600円       | 7,900円                                                         |                                                                                                                   |
|      |       | 大会議室   | 1,100円               | 1,700円            | 1,600円       | 2,600円                                                         |                                                                                                                   |
|      |       | 小会議室   | 600円                 | 1,100円            | 1,000円       | 1,600円                                                         |                                                                                                                   |
|      |       | 講習室    | 1,900円               | 3,100円            | 2,900円       | 4,700円                                                         |                                                                                                                   |
|      |       | 映像室    | 1,300円               | 2,200円            | 2,000円       | 3,300円                                                         |                                                                                                                   |
|      |       | 冷暖房設   | 実費に相当する額の範囲内で規則で定める額 |                   |              |                                                                |                                                                                                                   |

|            |                            |               |            |           |                          |                                                                |                                       |  |
|------------|----------------------------|---------------|------------|-----------|--------------------------|----------------------------------------------------------------|---------------------------------------|--|
|            | 備<br>利<br>用<br>料           |               |            |           |                          |                                                                |                                       |  |
| 山田緑地駐車施設   | 大型自動車                      |               | 1台1回（1日以内） |           | 1,000円                   |                                                                | 大型自動車及び普通自動車の区分は、道路交通法第3条に規定するところによる。 |  |
|            | 普通自動車                      |               |            |           | 300円                     |                                                                |                                       |  |
| 志井ファミリープール | 入<br>場<br>料                | 区 分           |            | 一 般       | 小・中<br>学校の<br>児童及<br>び生徒 | 幼 児                                                            |                                       |  |
|            |                            | 個人            | 1人1回       | 400円      | 200円                     | 50円                                                            |                                       |  |
|            |                            | 団体（25人以上）     |            | 320円      | 160円                     | 40円                                                            |                                       |  |
|            | 施<br>設<br>利<br>用<br>料      | 波の<br>プー<br>ル | 区 分        |           | 一 般                      | 小・中<br>学校の<br>児童及<br>び生徒                                       | 幼 児                                   |  |
|            |                            |               | 個人         | 1人1回      | 300円                     | 150円                                                           | 50円                                   |  |
|            |                            |               | 団体（25人以上）  |           | 240円                     | 120円                                                           | 40円                                   |  |
|            |                            | スライダープール      |            | 1人1回      | 100円                     |                                                                |                                       |  |
|            |                            | 川下りプール        |            | 1人1回      | 100円                     |                                                                |                                       |  |
|            | 器<br>具<br>利<br>用<br>料      | ゴムボート         |            | 1回（1時間以内） | 500円                     |                                                                |                                       |  |
|            |                            | ボディボード        |            | 1回（2時間以内） | 300円                     |                                                                |                                       |  |
|            | そ<br>の<br>他<br>利<br>用<br>料 | コインロッカー       |            | 1回        | 100円                     |                                                                |                                       |  |
| 響灘緑地広場     | 入<br>園<br>料                | 区 分           |            | 一 般       | 小・中学校の<br>児童及び生徒         | 国民の祝日及び緑化に関する行事をする日で、市長が特に必要があると認めて規則で定める日については、無料で入園させるものとする。 |                                       |  |
|            |                            | 1人1回          |            | 100円      | 50円                      |                                                                |                                       |  |
| ひびき動物ワールド  | 入<br>場<br>料                | 区 分           |            | 一 般       | 小・中学校の<br>児童及び生徒         |                                                                |                                       |  |
|            |                            | 1人1回          |            | 300円      | 150円                     |                                                                |                                       |  |

|              |                |                       |          |                   |                  |                                                                              |                                                                                                                                     |
|--------------|----------------|-----------------------|----------|-------------------|------------------|------------------------------------------------------------------------------|-------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------|
|              |                | 回数券（５枚<br>つづり）        | １人<br>１回 | 1,000円            | 500円             |                                                                              |                                                                                                                                     |
| ポニー広場        | 乗馬料            | 個人                    | １人<br>１回 | 300円              |                  | 小・中学校の児童及び生徒<br>が、係員の指導の下に乗馬<br>するときに限る。                                     |                                                                                                                                     |
|              |                | 団体（２５人<br>以上）         |          | 240円              |                  |                                                                              |                                                                                                                                     |
|              |                | １頭につき３０分又<br>はその端数ごとに |          |                   | 2,000円           |                                                                              |                                                                                                                                     |
|              | 馬車利<br>用料      | 区 分                   |          | 一 般               | 中学校の生徒以<br>下の者   |                                                                              |                                                                                                                                     |
|              |                | １人１回                  |          | 200円              | 100円             |                                                                              |                                                                                                                                     |
| ひびきタワー       | 区 分            |                       | 一 般      |                   | 小・中学校の児<br>童及び生徒 |                                                                              |                                                                                                                                     |
|              | １人１回           |                       | 300円     |                   | 150円             |                                                                              |                                                                                                                                     |
|              | 回数券（５枚つ<br>づり） | １人<br>１回              | 1,000円   |                   | 500円             |                                                                              |                                                                                                                                     |
| 熱帯生態園        | 区 分            |                       | 一 般      |                   | 小・中学校の児<br>童及び生徒 |                                                                              |                                                                                                                                     |
|              | １人１回           |                       | 300円     |                   | 150円             |                                                                              |                                                                                                                                     |
|              | 回数券（５枚つ<br>づり） | １人<br>１回              | 1,000円   |                   | 500円             |                                                                              |                                                                                                                                     |
| 都市緑化センタ<br>ー | 各室利<br>用料      | 区 分                   | ９時～１２時   |                   | １２時～１７時          |                                                                              | イベントホールの利用者が<br>入場料等を徴収する場合の<br>額は、入場料等の総収入額<br>に１００分の４を乗じて得<br>た額（当該額が規定の額の<br>１５割に相当する額に満た<br>ないときは、当該規定の額<br>の１５割に相当する額）と<br>する。 |
|              |                |                       | 平 日      | 土曜日<br>日曜日<br>休 日 | 平 日              | 土曜日<br>日曜日<br>休 日                                                            |                                                                                                                                     |
|              |                | イベントホール               | 2,500円   | 2,900円            | 3,600円           | 4,300円                                                                       |                                                                                                                                     |
|              |                | 講習室                   | 1,600円   | 1,900円            | 2,400円           | 2,900円                                                                       |                                                                                                                                     |
|              |                | 会議室                   | 1,000円   | 1,200円            | 1,500円           | 1,800円                                                                       |                                                                                                                                     |
|              | 冷暖房設<br>備利用料   | 実費に相当する額の範囲内で規則で定める額  |          |                   |                  |                                                                              |                                                                                                                                     |
| 森の美術館        | 展示<br>室利<br>用  | ９時～１７時                |          |                   |                  | 利用者が入場料等を徴収す<br>る場合の額は、入場料等の<br>総収入額に１００分の４を<br>乗じて得た額（当該額が規<br>定の額の１５割に相当する |                                                                                                                                     |
|              |                | 平 日                   |          | 土曜日・日曜日・休日        |                  |                                                                              |                                                                                                                                     |
|              |                | 6,100円                |          | 7,200円            |                  |                                                                              |                                                                                                                                     |

に

|             |              |                      |                |                       |                   |                                                                                             |                                                                                                                                                                            |        |
|-------------|--------------|----------------------|----------------|-----------------------|-------------------|---------------------------------------------------------------------------------------------|----------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------|--------|
|             | 料            |                      |                |                       |                   | 額に満たないときは、当該規定の額の１５割に相当する額）とする。                                                             |                                                                                                                                                                            |        |
|             | 冷暖房設備利用料     | 実費に相当する額の範囲内で規則で定める額 |                |                       |                   |                                                                                             |                                                                                                                                                                            |        |
| 響灘緑地野外ステージ  | １時間又はその端数ごとに |                      |                |                       | 1,000円            | 利用者が入場料等を徴収する場合の額は、入場料等の総収入額に１００分の４を乗じて得た額（当該額が規定の額の１５割に相当する額に満たないときは、当該規定の額の１５割に相当する額）とする。 |                                                                                                                                                                            |        |
| 響灘緑地水上ステージ  |              |                      |                |                       | 800円              |                                                                                             |                                                                                                                                                                            |        |
| サイクリングターミナル | 宿泊料          | 区 分                  |                | 一 般                   | 中学校の生徒            | 小学校の児童                                                                                      | １ 宿泊時間は午後４時から翌日の午前１０時までとし、宿泊時間を超えて引き続き宿泊室を利用する場合は、宿泊料に休憩料を加算した額とする。ただし、２泊以上継続して利用する場合の到着日及び出発日を除く滞在期間中については、この限りでない。<br>２ 休憩のために宿泊室を個室として利用する場合の休憩料の額は、１室につき２００円を加算した額とする。 |        |
|             |              | 個人                   |                | 1人1泊                  | 2,600円            | 2,300円                                                                                      |                                                                                                                                                                            | 1,900円 |
|             |              | 団体                   | 30人以上<br>50人未満 | 1人3時間以内               | 個人宿泊料に9／10を乗じて得た額 | 個人宿泊料に8／10を乗じて得た額                                                                           |                                                                                                                                                                            |        |
|             |              |                      | 50人以上<br>70人未満 |                       | 個人宿泊料に8／10を乗じて得た額 | 個人宿泊料に7／10を乗じて得た額                                                                           |                                                                                                                                                                            |        |
|             |              |                      | 70人以上          |                       | 個人宿泊料に7／10を乗じて得た額 | 個人宿泊料に6／10を乗じて得た額                                                                           |                                                                                                                                                                            |        |
|             | 休憩料          | 個人                   | 区 分            |                       | 一 般               | 小・中学校の児童及び生徒                                                                                |                                                                                                                                                                            |        |
|             |              |                      | 基本休憩料          | 1人3時間以内               | 400円              | 200円                                                                                        |                                                                                                                                                                            |        |
|             |              |                      | 超過休憩料          | 1人3時間を超える1時間又はその端数ごとに | 80円               | 40円                                                                                         |                                                                                                                                                                            |        |
|             |              | 団体                   | 一 般            |                       |                   | 小・中学校の児童及び生徒                                                                                |                                                                                                                                                                            |        |
|             |              |                      | 10人以上20人未満     | 20人以上30人未満            | 30人以上             | 20人以上                                                                                       |                                                                                                                                                                            |        |
|             |              |                      | 個人休憩料に7／       | 個人休憩                  | 個人休憩              | 個人休憩料                                                                                       |                                                                                                                                                                            |        |

|       |          |           |                            |                        |                |            |
|-------|----------|-----------|----------------------------|------------------------|----------------|------------|
|       |          | 10を乗じて得た額 | 料に6 / 10を乗じて得た額            | 料に5 / 10を乗じて得た額        | に5 / 10を乗じて得た額 |            |
|       | 研修室利用料   | 基本利用料     |                            | 4 時間以内                 |                | 2,000円     |
|       |          | 超過利用料     |                            | 4 時間を超える 1 時間又はその端数ごとに |                | 500円       |
|       | 自転車利用料   | 区 分       |                            | 一 般                    | 中学校の生徒         | 小学校の児童以下の者 |
|       |          | 基 本 利 用 料 | 1 台 2 時間以内                 | 200円                   | 130円           | 100円       |
|       |          | 超 過 利 用 料 | 1 台 2 時間を超える 30 分又はその端数ごとに | 50円                    |                |            |
|       | その他利用料   | コインロッカー   |                            | 1 回                    | 100円           |            |
|       | 響灘緑地駐車施設 | 大型自動車     |                            | 1 台 1 回（1 日以内）         |                | 1,000円     |
| 普通自動車 |          | 300円      |                            |                        |                |            |

改める。

付 則

この条例は、平成18年4月1日から施行する。

~~~~~  
北九州市ほたる館条例の一部を改正する条例をここに公布する。

平成17年6月9日

北九州市長 末 吉 興 一

北九州市条例第41号

北九州市ほたる館条例の一部を改正する条例

北九州市ほたる館条例(平成14年北九州市条例第28号)の一部を次のように改正する。

第3条の見出し中「承認」を「許可」に改め、同条第1項中「市長の承認」を「市長(地方自治法(昭和22年法律第67号)第244条の2第3項に規定する指定管理者(以下「指定管理者」という。)に使用の許可を行わせるときは、指定管理者。以下この条及び次条において同じ。)の許可」に改め、同条第2項各号列記以外の部分中「承認」を「許可」に改める。

第4条(見出しを含む。)及び第5条第2項中「承認」を「許可」に改める。

第8条の見出しを「(指定管理者)」に改め、同条中「市が出資している法人で地方自治法施行令(昭和22年政令第16号)で定めるもの又は公共団体若しくは公共の団体に委託する」を「指定管理者に行わせる」に改める。

第10条を第14条とし、第9条を第13条とし、第8条の次に次の4条を加える。

(指定管理者の指定の手続)

第9条 指定管理者の指定を受けようとするものは、市長が別に定める申請書にほたる館の管理に関する事業計画書その他規則で定める書類を添えて市長に申請しなければならない。

2 前項に規定する申請があったときは、市長は、事業計画書の内容、事業計画書に従いほたる館の管理を安定して行う能力等を審査の上、最も適当であると認めたものを指定管理者として指定する。

(指定管理者が行う業務)

第10条 指定管理者が行うほたる館の管理の業務は、次のとおりとする。

(1) 第2条各号に掲げるほたる館の事業の実施に関すること。

(2) ほたる館の維持管理に関すること。

(3) ほたる館の施設等の使用の許可に関すること。

(4) 前3号に掲げるもののほか、市長が別に定める業務(指定管理者が行う管理の基準)

第11条 指定管理者は、法令、この条例、この条例に基づく規則その他市長の定めるところに従いほたる館の管理を行わなければならない。

(指定管理者の秘密保持義務)

第12条 指定管理者の役員若しくは職員若しくはその構成員

又はこれらの者であった者は、ほたる館の管理に関して知り得た秘密を漏らし、又はほたる館の管理の業務以外の目的のために使用してはならない。

付 則

(施行期日)

1 この条例は、公布の日から施行する。

(経過措置)

2 この条例の施行の際現に地方自治法の一部を改正する法律（平成15年法律第81号）附則第2条の規定によりなお従前の例により管理を委託しているほたる館の管理については、平成18年9月1日（同日前に地方自治法（昭和22年法律第67号）第244条の2第3項の規定に基づきほたる館の管理に係る指定をした場合には、当該指定の日）までの間は、なお従前の例による。

北九州市都市公園、霊園、駐車場等の設置及び管理に関する条例及び北九州市自動車駐車場条例の一部を改正する条例をここに公布する。

平成17年6月9日

北九州市長 末 吉 興 一

北九州市条例第42号

北九州市都市公園、霊園、駐車場等の設置及び管理に関する条例及び北九州市自動車駐車場条例の一部を改正する条例

(北九州市都市公園、霊園、駐車場等の設置及び管理に関する条例の一部改正)

第1条 北九州市都市公園、霊園、駐車場等の設置及び管理に関する条例（昭和47年北九州市条例第7号）の一部を次のように改正する。

第28条の2第1項中「駐車場を」を「駐車場（道路整備特別措置法第8条第1項の規定により設置する駐車場を除く。以下この条において同じ。）を」に改める。

第36条中「（道路整備特別措置法第8条第1項の規定により設置する駐車場を除く。）」を削る。

第36条の3第2号中「有料施設等」の次に「（道路整備特別措置法第8条第1項の規定により設置する駐車場を除く。）」を加える。

(北九州市自動車駐車場条例の一部改正)

第2条 北九州市自動車駐車場条例（平成5年北九州市条例第7号）の一部を次のように改正する。

第8条を第14条とし、第7条を第8条とし、同条の次に次の5条を加える。

(指定管理者)

第9条 市長は、自動車駐車場の設置の目的を効果的に達成するため必要があると認めるときは、当該自動車駐車場の管理を指定管理者（地方自治法（昭和22年法律第67号）第244条の2第3項に規定する指定管理者をいう。以下同じ。）に行わせることができる。

(指定管理者の指定の手続)

第10条 指定管理者の指定を受けようとするものは、市長が別に定める申請書に当該自動車駐車場の管理に関する事業計画書その他規則で定める書類を添えて市長に申請しなければならない。

2 前項に規定する申請があったときは、市長は、事業計画書の内容、事業計画書に従い自動車駐車場の管理を安定して行う能力等を審査の上、最も適当であると認めたものを指定管理者として指定する。

(指定管理者が行う業務)

第11条 指定管理者が行う自動車駐車場の管理の業務は、次のとおりとする。

(1) 自動車駐車場の維持管理に関すること。

(2) 前号に掲げるもののほか、市長が別に定める業務（指定管理者が行う管理の基準）

第12条 指定管理者は、法令、この条例、この条例に基づく規則その他市長の定めるところに従い自動車駐車場の管理を行わなければならない。

(指定管理者の秘密保持義務)

第13条 指定管理者の役員若しくは職員若しくはその構成員又はこれらの者であった者は、自動車駐車場の管理に関して知り得た秘密を漏らし、又は当該自動車駐車場の管理の業務以外の目的のために使用してはならない。

第6条を第7条とし、第5条の次に次の1条を加える。

(駐車料金の減免)

第6条 市長は、公益上その他特に必要があると認めるときは、駐車料金を減免することができる。

付 則

この条例は、公布の日から施行する。

北九州市火災予防条例の一部を改正する条例をここに公布する。

平成17年6月9日

北九州市長 末 吉 興 一

北九州市条例第43号

北九州市火災予防条例の一部を改正する条例

北九州市火災予防条例（昭和48年北九州市条例第49号）の一部を次のように改正する。

第10条の次に次の1条を加える。

(燃料電池発電設備)

第10条の2 屋内に設ける燃料電池発電設備（固体高分子型燃料電池、リン酸型燃料電池又は熔融炭酸塩型燃料電池による発電設備であって火を使用するものに限る。第3項及び第5項、第19条の2並びに第67条第10号において同じ。）の位置、構造及び管理の基準については、第3条第1項第1号（アを除く。）、第2号、第4号、第5号、第7号、第9号、第18号（ウ、ス及びセを除く。）、第19号及び第21号並びに第2項第1号、第13条第1項（第7号を除く。）並びに第14条第1項（第2号を除く。）の規定を準用する。

2 前項の規定にかかわらず、屋内に設ける燃料電池発電設備（固体高分子型燃料電池による発電設備であって火を使用するものに限る。以下この項及び第4項において同じ。）であって出力10キロワット未満のものうち、改質器の温度が過度に上昇した場合若しくは過度に低下した場合又は外箱の換気装置に異常が生じた場合に自動的に燃料電池発電設備を停止できる装置を設けたものの位置、構造及び管理の基準については、第3条第1項第1号（アを除く。）、第2号、第4号、第5号、第7号、第9号、第18号（ウ、ス及びセを除く。）、第19号及び第21号並びに第2項第1号及び第4号、第13条第1項第1号、第2号、第4号、第8号、第10号及び第11号並びに第14条第1項第3号及び第4号の規定を準用する。

3 屋外に設ける燃料電池発電設備の位置、構造及び管理の基準については、第3条第1項第1号（アを除く。）、第2号、第4号、第5号、第7号、第9号、第10号、第18号（ウ、ス及びセを除く。）、第19号及び第21号並びに第2項第1号、第13条第1項第3号の2、第5号、第6号及び第8号から第11号まで並びに第2項並びに第14条第1項第1号、第3号及び第4号の規定を準用する。

4 前項の規定にかかわらず、屋外に設ける燃料電池発電設備であって出力10キロワット未満のものうち、改質器の温

度が過度に上昇した場合若しくは過度に低下した場合又は外箱の換気装置に異常が生じた場合に自動的に燃料電池発電設備を停止できる装置を設けたものの位置、構造及び管理の基準については、第3条第1項第1号（アを除く。）、第2号、第4号、第5号、第7号、第9号、第10号、第18号（ウ、ス及びセを除く。）、第19号及び第21号並びに第2項第1号及び第4号、第13条第1項第8号、第10号及び第11号並びに第14条第1項第3号及び第4号の規定を準用する。

5 前各項に規定するもののほか、燃料電池発電設備の構造の基準については、発電用火力設備に関する技術基準を定める省令（平成9年通商産業省令第51号）第30条及び第34条の規定並びに電気設備に関する技術基準を定める省令（平成9年通商産業省令第52号）第44条の規定の例による。第14条の見出しを「（内燃機関を原動力とする発電設備）」に改め、同条第1項各号列記以外の部分中「による」を「を原動力とする」に、「次の各号に」を「次に」に改め、同条第2項及び第3項中「による」を「を原動力とする」に改め、同条に次の2項を加える。

4 前項の規定にかかわらず、屋外に設ける気体燃料を使用するピストン式内燃機関を原動力とする発電設備であって出力10キロワット未満のものうち、次に掲げる基準に適合する鋼板（厚さが0.8ミリメートル以上のものに限る。）で造った外箱に収納されているものの位置、構造及び管理の基準については、第3条第1項第1号（アを除く。）及び第21号、前条第1項第7号、第8号、第10号及び第11号並びに本条第1項第2号から第4号までの規定を準用する。

（1）断熱材又は防音材を使用する場合は、難燃性のものを使用すること。

（2）換気口は、外箱の内部の温度が過度に上昇しないように有効な換気を行うことができるものとし、かつ、雨水等の浸入防止の措置が講じられているものであること。

5 前各項に規定するもののほか、内燃機関を原動力とする発電設備の構造の基準については、発電用火力設備に関する技術基準を定める省令第27条の規定の例による。

第19条の2第1項各号列記以外の部分中「設備」の次に「（燃料電池発電設備を除く。）」を加え、「次の各号に」を「次に」に改め、同項中第2号から第6号までを削り、第7号を第2号とし、第8号を第3号とし、第9号を第4号とし、同項に次の1号を加える。

（5）前各号に規定するもののほか、煙突の基準については、建築基準法施行令第115条第1項第1号から第3号まで及び第2項の規定を準用する。

第19条の2第2項及び第3項を削る。

第35条の4第1号ただし書中「アスファルトルーフィング、アスファルトプライマー、モルタル、エポキシ樹脂、タールエポキシ樹脂等」を「エポキシ樹脂、ウレタンエラストマー樹脂、強化プラスチック又はこれらと同等以上の防食性を有する材料」に改め、同条第7号中「には、」を「に2箇所以上の管を設けること等により」に、「検査するための管を2箇所以上適当な位置に」を「検知する設備を」に改める。

第43条第2項ただし書、第44条第3項ただし書及び第45条第3項ただし書中「又は蓄電池設備」を「蓄電池設備又は燃料電池設備」に改める。

第67条第10号を次のように改める。

（10）燃料電池発電設備（第10条の2第2項及び第4項に定めるものを除く。）

第67条中第13号を第14号とし、第12号を第13号とし、第11号を第12号とし、第10号の次に次の1号を加える。

（11）内燃機関を原動力とする発電設備のうち、固定して用いるもの（第14条第4項に定めるものを除く。）

別表第3備考第7項中「別表」を「別表第1」に改める。

付 則

（施行期日）

1 この条例は、平成17年10月1日から施行する。ただし、次の各号に掲げる規定は、当該各号に定める日から施行する。

（1）第19条の2、第35条の4第1号ただし書及び第7号並びに別表第3備考第7項の改正規定 公布の日

（2）第43条第2項ただし書、第44条第3項ただし書及び第45条第3項ただし書の改正規定 平成18年4月1日

（経過措置）

2 この条例の施行の際現に設置され、又は設置の工事がされている燃料電池発電設備のうち、改正後の北九州市火災予防条例（以下「新条例」という。）第10条の2に定める基準に適合しないものの位置、構造及び管理に係る基準については、同条の規定は、適用しない。

3 この条例の施行の際現に設置され、又は設置の工事がされている内燃機関を原動力とする発電設備のうち、新条例第14条に定める基準に適合しないものの位置、構造及び管理に係る基準については、同条の規定にかかわらず、なお従前の例による。

4 第19条の2の改正規定の施行の際現に設置され、又は設置の工事がされている火を使用する設備に付属する煙突のうち、新条例第19条の2に定める基準に適合しないものの位置及び構造に係る基準については、同条の規定にかかわらず、なお従前の例による。

5 第35条の4第1号ただし書の改正規定の施行の際現に存する指定数量の5分の1以上指定数量未満の危険物を貯蔵し、又は取り扱う地下タンクの構造のうち、新条例第35条の4第1号ただし書（新条例第3条第4項（新条例第3条の2第2項、第3条の3第2項、第3条の4第2項、第4条第2項、第5条第2項、第6条第2項、第7条第2項、第8条第3項、第9条、第10条及び第11条の2第2項において準用する場合を含む。）及び第37条第2項において準用する場合を含む。）に定める基準に適合しないものの構造に係る技術上の基準については、これらの規定にかかわらず、なお従前の例による。

北九州市消防団員退職報償金支給条例の一部を改正する条例をここに公布する。

平成17年6月9日

北九州市長 末 吉 興

北九州市条例第44号

北九州市消防団員退職報償金支給条例の一部を改正する条例

北九州市消防団員退職報償金支給条例（昭和39年北九州市条例第110号）の一部を次のように改正する。

別表中

「			を
264,000円	359,000円	459,000円	
249,000円	334,000円	424,000円	
229,000円	304,000円	384,000円	」
「			
266,000円	361,000円	461,000円	

251,000円	336,000円	426,000円	に
231,000円	306,000円	386,000円	

改める。

付 則

(施行期日)

1 この条例は、公布の日から施行する。

(経過措置)

2 改正後の北九州市消防団員退職報償金支給条例 (以下「改正後の条例」という。) 別表の規定は、平成 1 7 年 4 月 1 日 (以下「適用日」という。) 以後に退職した消防団員 (以下「改正後の条例の適用を受ける消防団員」という。) について適用し、適用日前に退職した消防団員については、なお従前の例による。

(内払)

3 適用日からこの条例の施行の日の前日までの間において、改正後の条例の適用を受ける消防団員について支給された改正前の北九州市消防団員退職報償金支給条例の規定に基づく退職報償金は、改正後の条例の規定に基づく退職報償金の内払とみなす。

規 則

北九州市国際交流施設の設置及び管理に関する条例施行規則の一部を改正する規則をここに公布する。

平成 1 7 年 6 月 9 日

北九州市長 末 吉 興 一

北九州市規則第 6 4 号

北九州市国際交流施設の設置及び管理に関する条例施行規則の一部を改正する規則

北九州市国際交流施設の設置及び管理に関する条例施行規則 (平成 2 年北九州市規則第 1 2 号) の一部を次のように改正する。

第 3 条を第 6 条とし、第 2 条の次に次の 3 条を加える。

(指定管理者に管理を行わせようとする施設等の公表)

第 3 条 市長は、国際交流施設について指定管理者を指定しようとするときは、管理を行わせようとする施設、申請の受付場所及び受付期間その他必要な事項をあらかじめ公表しなければならない。

(指定管理者の指定の申請の添付書類)

第 4 条 条例第 1 0 条第 1 項の規則で定める書類は、次のとおりとする。

- (1) 定款、寄附行為又はこれらに準ずるものの謄本
- (2) 申請の日の属する事業年度の直前の事業年度における収支決算書
- (3) 現に行っている事業の内容及び実績を記載した書類
- (4) 事業計画書に係る収支見積書
- (5) 前各号に掲げるもののほか、市長が必要と認める書類

(指定管理者の事業報告)

第 5 条 指定管理者は、毎年度終了後、その管理する国際交流施設の管理の業務に関し事業報告書を作成し、5 月 3 1 日までに市長に提出しなければならない。

付 則

この規則は、公布の日から施行する。

北九州市ほたる館条例施行規則の一部を改正する規則をここに公布する。

平成 1 7 年 6 月 9 日

北九州市長 末 吉 興 一

北九州市規則第 6 5 号

北九州市ほたる館条例施行規則の一部を改正する規則

北九州市ほたる館条例施行規則 (平成 1 4 年北九州市規則第 2 4 号) の一部を次のように改正する。

第 4 条、第 6 条各号、第 8 条ただし書及び第 9 条中「承認」を「許可」に改める。

第 1 1 条を第 1 4 条とし、第 1 0 条の次に次の 3 条を加える。

(指定管理者の指定の申請に係る事項の公表)

第 1 1 条 市長は、ほたる館について指定管理者を指定しようとするときは、申請の受付場所及び受付期間その他必要な事項をあらかじめ公表しなければならない。

(指定管理者の指定の申請の添付書類)

第 1 2 条 条例第 9 条第 1 項の規則で定める書類は、次のとおりとする。

- (1) 定款、寄附行為又はこれらに準ずるものの謄本
- (2) 申請の日の属する事業年度の直前の事業年度における収支決算書
- (3) 現に行っている事業の内容及び実績を記載した書類
- (4) 事業計画書に係る収支見積書
- (5) 前各号に掲げるもののほか、市長が必要と認める書類

(指定管理者の事業報告)

第 1 3 条 指定管理者は、毎年度終了後、その管理するほたる館の管理の業務に関し事業報告書を作成し、5 月 3 1 日までに市長に提出しなければならない。

付 則

この規則は、公布の日から施行する。

北九州市立男女共同参画センター条例施行規則の一部を改正する規則をここに公布する。

平成 1 7 年 6 月 9 日

北九州市長 末 吉 興 一

北九州市規則第 6 6 号

北九州市立男女共同参画センター条例施行規則の一部を改正する規則

北九州市立男女共同参画センター条例施行規則 (平成 7 年北九州市規則第 5 4 号) の一部を次のように改正する。

第 4 条及び第 6 条各号中「第 3 条の使用の承認」を「第 3 条第 1 項の許可」に改める。

第 1 1 条を第 1 4 条とし、第 1 0 条を第 1 3 条とする。

第 9 条中「承認」を「許可」に改め、同条を第 1 2 条とする。

第 8 条ただし書中「承認」を「許可」に改め、同条を第 1 1 条とする。

第 7 条を第 1 0 条とし、第 6 条の次に次の 3 条を加える。

(指定管理者の指定の申請に係る事項の公表)

第 7 条 市長は、センターについて指定管理者を指定しようとするときは、申請の受付場所及び受付期間その他必要な事項をあらかじめ公表しなければならない。

(指定管理者の指定の申請の添付書類)

第 8 条 条例第 9 条第 1 項の規則で定める書類は、次のとおりとする。

- (1) 定款、寄附行為又はこれらに準ずるものの謄本
- (2) 申請の日の属する事業年度の直前の事業年度における収支決算書

る収支決算書

- (3) 現に行っている事業の内容及び実績を記載した書類
 - (4) 事業計画書に係る収支見積書
 - (5) 前各号に掲げるもののほか、市長が必要と認める書類
- (指定管理者の事業報告)

第9条 指定管理者は、毎年度、その管理するセンターの管理の業務に関し事業報告書を作成し、5月31日までに市長に提出しなければならない。

付 則

この規則は、公布の日から施行する。

~~~~~  
北九州市自動車駐車場条例施行規則の一部を改正する規則をここに公布する。

平成17年6月13日

北九州市長 末 吉 興 一

**北九州市規則第67号**

北九州市自動車駐車場条例施行規則の一部を改正する規則

北九州市自動車駐車場条例施行規則(平成5年北九州市規則第29号)の一部を次のように改正する。

第2条第3項各号列記以外の部分中「第7条」を「第8条」に改める。

第12条を第15条とし、第11条の次に次の3条を加える。

(指定管理者に管理を行わせようとする駐車場等の公表)

第12条 市長は、駐車場について指定管理者を指定しようとするときは、管理を行わせようとする駐車場、申請の受付場所及び受付期間その他必要な事項をあらかじめ公表しなければならない。

(指定管理者の指定の申請の添付書類)

第13条 条例第10条第1項の規則で定める書類は、次のとおりとする。

- (1) 定款、寄附行為又はこれらに準ずるものの謄本
  - (2) 申請の日の属する事業年度の直前の事業年度における収支決算書
  - (3) 現に行っている事業の内容及び実績を記載した書類
  - (4) 事業計画書に係る収支見積書
  - (5) 前各号に掲げるもののほか、市長が必要と認める書類
- (指定管理者の事業報告)

第14条 指定管理者は、毎年度終了後、その管理する駐車場の管理の業務に関し事業報告書を作成し、5月31日までに市長に報告しなければならない。

付 則

この規則は、公布の日から施行する。

~~~~~  
北九州市市税条例の一部を改正する条例の一部の施行期日を定める規則をここに公布する。

平成17年6月21日

北九州市長 末 吉 興 一

北九州市規則第68号

北九州市市税条例の一部を改正する条例の一部の施行期日を定める規則

北九州市市税条例の一部を改正する条例(平成17年北九州市条例第30号)付則第1条ただし書に規定する改正規定の施行期日は、平成17年7月1日とする。

~~~~~  
北九州市区役所等事務分掌規則及び北九州市職員の兼務に関する規則の一部を改正する規則をここに公布する。

平成17年6月21日

北九州市長 末 吉 興 一

**北九州市規則第69号**

北九州市区役所等事務分掌規則及び北九州市職員の兼務に関する規則の一部を改正する規則

(北九州市区役所等事務分掌規則の一部改正)

第1条 北九州市区役所等事務分掌規則(昭和43年北九州市規則第76号)の一部を次のように改正する。

市民係(小倉北区役所及び八幡西区役所を除

第2条市民課市民第一係(小倉北区役所及び八幡西区役所市民第二係(小倉北区役所及び八幡西区役所

く。)  
に限る。)の項第3号中「附票の写し及び」を「記録事項証に限る。)

明書、」に改め、「戸籍謄抄本」の次に「及び戸籍の附票の写し」を、「交付」の次に「(戸籍の記録事項証明書の交付にあつては、門司区役所、八幡東区役所及び八幡西区役所を除く。)」を加え、同項第5号中「戸籍謄抄本等」を「戸籍

松ヶ江出張所(門司区役所)  
大里出張所(門司区役所)  
曾根出張所(小倉南区役所)  
両谷出張所(小倉南区役所)  
の記録事項証明書等」に改め、同条東谷出張所(小倉南区役所)  
島郷出張所(若松区役所)  
折尾出張所(八幡西区役所)  
上津役出張所(八幡西区役所)  
八幡南出張所(八幡西区役所)

所)

)

所)

所)

所) の項第4号中「附票の写し及び」を「記録事項証明書

)

所)

役所)

、」に改め、「戸籍謄抄本」の次に「及び戸籍の附票の写し」を、「交付」の次に「(戸籍の記録事項証明書の交付にあつては、曾根出張所、両谷出張所、東谷出張所及び島郷出張所に限る。)」を加える。

(北九州市職員の兼務に関する規則の一部改正)

第2条 北九州市職員の兼務に関する規則(平成8年北九州市規則第76号)の一部を次のように改正する。

第2条中第6号を第7号とし、第1号から第5号までを1号ずつ繰り下げ、同条に第1号として次の1号を加える。

(1) 戸籍の記録事項証明書の交付に関すること。

付 則

この規則は、平成17年6月27日から施行する。

**告 示**

**北九州市告示第482号**

北九州市大学等誘致及び整備促進補助金交付要綱の一部を改正する告示を次のように定める。

平成17年6月8日

北九州市長 末 吉 興 一

北九州市大学等誘致及び整備促進補助金交付要綱の一部を改正する告示

北九州市大学等誘致及び整備促進補助金交付要綱（平成元年北九州市告示第115号）の一部を次のように改正する。

第4条第1項第1号中「場合」の次に「（市外の既設の大学に学部又は大学院を設置する場合で市内に当該大学の学部又は大学院を初めて設置するときを含む。）」を加え、同条第2項中「既設の」を「市内の既設の」に改め、同項に次のただし書を加える。

ただし、次に掲げる場合は、この限りでない。

- （1）大学の大学院の設置又は収容定員の増加に伴い、市内の既設の大学等の学部、学科又は専門課程の廃止等を行ったとき。
- （2）大学の学部の設置又は収容定員の増加に伴い、市内の既設の短期大学若しくは高等専門学校学科又は専修学校の専門課程の廃止等を行ったとき。
- （3）短期大学又は高等専門学校学科の設置又は収容定員の増加に伴い、市内の既設の専修学校の専門課程の廃止等を行ったとき。

付 則

（施行期日）

- 1 この告示は、平成17年6月8日から施行する。

（経過措置）

- 2 改正後の第4条第1項及び第2項の規定は、この告示の施行の日以後に補助金の交付の申請をする者について適用し、同日前に交付の申請をした者については、なお従前の例による。

#### 北九州市告示第484号

北九州市が管理する港湾施設の概要（昭和58年北九州市告示第78-10号）の一部を次のように改正する。

平成17年6月10日

北九州市長 末 吉 興 一

- 4 臨港交通施設の橋りょうの表の門司の項中

|         |         |       |       |          |   |
|---------|---------|-------|-------|----------|---|
| 田野浦原田川橋 | 門司区新開地先 | 14.74 | 30.00 | アスファルト舗装 | を |
|---------|---------|-------|-------|----------|---|

|         |         |       |       |          |   |
|---------|---------|-------|-------|----------|---|
| 田野浦原田川橋 | 門司区新開地先 | 14.74 | 30.00 | アスファルト舗装 | に |
| 平安川歩道橋  | 門司区東港町  | 12.25 | 3.50  | 中路式木床版   |   |

改める。

- 1 1 港湾環境整備施設の便所の表の門司の項中

|            |          |           |       |   |
|------------|----------|-----------|-------|---|
| 太刀浦東公園公衆便所 | 門司区太刀浦海岸 | 鉄筋コンクリート造 | 14.85 | を |
|------------|----------|-----------|-------|---|

|              |           |           |       |   |
|--------------|-----------|-----------|-------|---|
| 太刀浦東公園公衆便所   | 門司区太刀浦海岸  | 鉄筋コンクリート造 | 14.85 | に |
| 旧門司遊歩道緑地公衆便所 | 門司区旧門司一丁目 | 鉄筋コンクリート造 | 9.91  |   |

改める。

- 1 1 港湾環境整備施設の緑地の表の門司の項中

|          |               |          |   |
|----------|---------------|----------|---|
| 太刀浦東公園緑地 | 門司区太刀浦海岸      | 6,565.94 | を |
| 太刀浦東公園緑地 | 門司区太刀浦海岸      | 6,565.94 |   |
| 旧門司遊歩道緑地 | 門司区東港町～旧門司二丁目 | 6,561.10 | に |

改める。

#### 北九州市告示第485号

北九州市自転車の放置の防止に関する条例（平成元年北九州市条例第8号）第10条第2項及び第11条第2項の規定により放置自転車を移動し、保管したので、同条例第13条第1項の規定により次のとおり告示する。

平成17年6月13日

北九州市長 末 吉 興 一

- 1 移動し、保管した自転車が放置されていた場所、移動し、保管した自転車の台数、移動し、保管した年月日並びに保管及び返還を行う場所

別表のとおり

- 2 返還事務を行う時間

月曜日から金曜日まで 午後3時から午後7時まで

土曜日 午後1時から午後5時まで

ただし、国民の祝日に関する法律（昭和23年法律第178号）に規定する休日は、返還事務を行わない。

- 3 問合せ先

北九州市小倉北区城内1番1号

北九州市建設局総務部管理課（電話582-2271）

- 4 返還を受けるために必要な事項

自転車の返還を受けようとする者は、自己の住所及び氏名並びに当該自転車の利用者等であることを証明するものを提示しなければならない。

- 5 その他

この告示に係る自転車について、この告示の日から起算して6月を経過しても利用者等が当該自転車を引き取らない場合は、北九州市において処分する。

別表

| 移動し、保管した自転車が放置されていた場所 | 移動し、保管した自転車の台数 | 移動し、保管した年月日 | 保管及び返還を行う場所                |
|-----------------------|----------------|-------------|----------------------------|
| J R 門司港駅周辺地区自転車放置禁止区域 | 6 台            | 平成17年5月16日  | 北九州市門司区西海岸一丁目3番 西海岸自転車保管所  |
| J R 小倉駅周辺地区自転車放置禁止区域  | 2 1 台          | 平成17年5月23日  | 北九州市小倉北区青葉二丁目1番 青葉自転車保管所   |
|                       | 1 4 2 台        | 平成17年5月10日  |                            |
| J R 南小倉駅周辺地区自転車放置禁止区域 | 1 0 台          | 平成17年5月18日  | 北九州市小倉南区下城野一丁目1番 下城野自転車保管所 |

|                                        |     |                    |                                  |
|----------------------------------------|-----|--------------------|----------------------------------|
| モノレール徳力<br>嵐山口停留場周<br>辺地区自転車放<br>置禁止区域 | 15台 | 平成17<br>年5月2<br>5日 | 北九州市小倉南区八<br>重洲町16番<br>八重洲自転車保管所 |
| J R 下曾根駅周<br>辺地区自転車放<br>置禁止区域          | 37台 | 平成17<br>年5月1<br>2日 | 北九州市小倉南区八<br>重洲町16番<br>八重洲自転車保管所 |
| 若松渡船場周辺<br>地区自転車放置<br>禁止区域             | 10台 | 平成17<br>年5月2<br>4日 | 北九州市若松区響南<br>町8番<br>小石自転車保管所     |
| J R 八幡駅周辺<br>地区自転車放置<br>禁止区域           | 10台 | 平成17<br>年5月1<br>9日 | 北九州市八幡西区築<br>地町10番<br>築地自転車保管所   |
| J R 折尾駅周辺<br>地区自転車放置<br>禁止区域           | 61台 | 平成17<br>年5月1<br>1日 | 北九州市八幡西区長<br>崎町2番<br>長崎町自転車保管所   |
| J R 陣原駅周辺<br>地区自転車放置<br>禁止区域           | 24台 | 平成17<br>年5月1<br>7日 | 北九州市八幡西区長<br>崎町2番<br>長崎町自転車保管所   |
| J R 九州工大前<br>駅周辺地区自転<br>車放置禁止区域        | 40台 | 平成17<br>年5月1<br>3日 | 北九州市戸畑区三六<br>町13番<br>三六自転車保管所    |
| J R 黒崎駅周辺<br>地区自転車放置<br>禁止区域           | 53台 | 平成17<br>年5月2<br>0日 | 北九州市八幡西区築<br>地町10番<br>築地自転車保管所   |
| J R 戸畑駅周辺<br>地区自転車放置<br>禁止区域           | 57台 | 平成17<br>年5月9<br>日  | 北九州市戸畑区三六<br>町13番<br>三六自転車保管所    |
| J R 本城駅周辺<br>地区自転車放置<br>禁止区域           | 16台 | 平成17<br>年5月2<br>7日 | 北九州市八幡西区長<br>崎町2番<br>長崎町自転車保管所   |
| J R 西小倉駅周<br>辺地区自転車放<br>置禁止区域          | 37台 | 平成17<br>年5月2<br>6日 | 北九州市小倉北区青<br>葉二丁目1番<br>青葉自転車保管所  |

#### 北九州市告示第486号

地方自治法（昭和22年法律第67号）第260条の2第1項の規定により、不動産又は不動産に関する権利等を保有する地縁による団体を次のとおり認可した。

平成17年6月13日

北九州市長 末 吉 興 一

- 名称  
若松区第39区花野路自治区会
- 規約に定める目的  
地域的な共同活動を行うことにより、良好な地域社会の維持及び形成に資すること。
- 区域  
北九州市若松区花野路一丁目1番12号から三丁目18番

まで

- 事務所  
代表者の自宅に置く。
- 代表者の氏名及び住所  
氏名 佐伯祐司  
住所 北九州市若松区花野路二丁目7番16号
- 裁判所による代表者の職務執行の停止の有無及び職務代行者の選任の有無  
代表者の職務執行の停止の有無 なし  
職務代行者の選任の有無 なし
- 代理人の有無 なし
- 規約に定める解散事由  
地方自治法第260条の2第15項において準用する民法（明治29年法律第89号）第68条第1項第3号及び第4号並びに第2項の規定による。
- 認可年月日  
平成17年6月13日

#### 北九州市告示第487号

地方自治法施行令（昭和22年政令第16号）第174条の46第4項の規定に基づき、次の各表の第1欄に掲げる箇所に設置された区出納員をして同表の第3欄に掲げる区分任出納員に、平成17年4月1日から平成18年3月31日までの期間、同表の第2欄に掲げる箇所において取り扱う保育料の収納事務を委任させた。

平成17年6月14日

北九州市長 末 吉 興 一

#### 1 門司区

|                |                                    |                       |
|----------------|------------------------------------|-----------------------|
| 門司区役所<br>保健福祉課 | 北九州市門司区清滝<br>一丁目8番5号<br>みなと保育所     | みなと保育所<br>所長 吉岡優子     |
| 門司区役所<br>保健福祉課 | 北九州市門司区南本<br>町3番2号<br>すみれ保育所       | すみれ保育所<br>所長 久永由美子    |
| 門司区役所<br>保健福祉課 | 北九州市門司区清滝<br>五丁目3番5号<br>清滝保育園      | 清滝保育園<br>園長 樋口恵美代     |
| 門司区役所<br>保健福祉課 | 北九州市門司区東本<br>町二丁目4番7号<br>古城保育園     | 古城保育園<br>園長 宇都宮ヒロ子    |
| 門司区役所<br>保健福祉課 | 北九州市門司区藤松<br>二丁目2番36号<br>藤松保育園     | 藤松保育園<br>園長 広吉八重美     |
| 門司区役所<br>保健福祉課 | 北九州市門司区上馬<br>寄一丁目5番2号<br>花かご保育園    | 花かご保育園<br>園長 中村尋子     |
| 門司区役所<br>保健福祉課 | 北九州市門司区大字<br>大積837番地<br>ルンビニ - 保育園 | ルンビニ - 保育園<br>園長 大沼信隆 |
| 門司区役所<br>保健福祉課 | 北九州市門司区恒見<br>町23番1号<br>恒見保育園       | 恒見保育園<br>園長 松岡悦子      |

|                |                                        |                   |
|----------------|----------------------------------------|-------------------|
| 門司区役所<br>保健福祉課 | 北九州市門司区大里<br>戸ノ上三丁目9番2<br>6号<br>萩ヶ丘保育園 | 萩ヶ丘保育園<br>園長 秋吉玲子 |
| 門司区役所<br>保健福祉課 | 北九州市門司区下二<br>十町1番28号<br>大川保育園          | 大川保育園<br>園長 道原久子  |
| 門司区役所<br>保健福祉課 | 北九州市門司区白野<br>江三丁目21番14<br>号<br>白野江保育園  | 白野江保育園<br>園長 藤富孝雄 |
| 門司区役所<br>保健福祉課 | 北九州市門司区不老<br>町二丁目2番25号<br>門司みどり園       | 門司みどり園<br>園長 本松幹正 |
| 門司区役所<br>保健福祉課 | 北九州市門司区大里<br>東四丁目11番11<br>号<br>広済寺保育園  | 広済寺保育園<br>園長 嶋田法宣 |
| 門司区役所<br>保健福祉課 | 北九州市門司区別院<br>6番48号<br>鎮西保育園            | 鎮西保育園<br>園長 矢鳴哲雄  |
| 門司区役所<br>保健福祉課 | 北九州市門司区大里<br>本町一丁目6番13<br>号<br>西光保育園   | 西光保育園<br>園長 西 敏昭  |

## 2 小倉北区

|                     |                                        |                    |
|---------------------|----------------------------------------|--------------------|
| 小倉北区役<br>所保健福祉<br>課 | 北九州市小倉北区弁<br>天町10番1号<br>清水保育所          | 清水保育所<br>所長 山崎清美   |
| 小倉北区役<br>所保健福祉<br>課 | 北九州市小倉北区金<br>鶏町5番33号<br>到津保育所          | 到津保育所<br>所長 村上珠恵   |
| 小倉北区役<br>所保健福祉<br>課 | 北九州市小倉北区上<br>富野三丁目18番7<br>号<br>上富野保育所  | 上富野保育所<br>所長 吉岡勢子  |
| 小倉北区役<br>所保健福祉<br>課 | 北九州市小倉北区新<br>高田一丁目10番3<br>号<br>おぐまの保育所 | おぐまの保育所<br>所長 中山慶子 |
| 小倉北区役<br>所保健福祉<br>課 | 北九州市小倉北区南<br>丘二丁目15番1号<br>南丘保育所        | 南丘保育所<br>所長 岸本洋子   |
| 小倉北区役<br>所保健福祉<br>課 | 北九州市小倉北区明<br>和町5番9号<br>三萩野保育園          | 三萩野保育園<br>園長 北田眞澄  |

|                     |                                              |                                |
|---------------------|----------------------------------------------|--------------------------------|
| 小倉北区役<br>所保健福祉<br>課 | 北九州市小倉北区馬<br>借一丁目7番1号<br>小倉北ふれあい保育<br>所（乳児部） | 小倉北ふれあい保育<br>所（乳児部）<br>所長 近藤信子 |
| 小倉北区役<br>所保健福祉<br>課 | 北九州市小倉北区馬<br>借一丁目7番1号<br>小倉北ふれあい保育<br>所（夜間部） | 小倉北ふれあい保育<br>所（夜間部）<br>所長 酒井義秀 |
| 小倉北区役<br>所保健福祉<br>課 | 北九州市小倉北区長<br>浜町8番13号<br>長浜保育園                | 長浜保育園<br>園長 岡村うめ子              |
| 小倉北区役<br>所保健福祉<br>課 | 北九州市小倉北区下<br>到津三丁目7番36<br>号<br>到津乳児保育園       | 到津乳児保育園<br>園長 内藤典子             |
| 小倉北区役<br>所保健福祉<br>課 | 北九州市小倉北区上<br>富野三丁目9番32<br>号<br>あおば乳児保育園      | あおば乳児保育園<br>園長 仁保栲子            |
| 小倉北区役<br>所保健福祉<br>課 | 北九州市小倉北区金<br>田一丁目1番10号<br>金田保育園              | 金田保育園<br>園長 岡村信久               |
| 小倉北区役<br>所保健福祉<br>課 | 北九州市小倉北区緑<br>ヶ丘一丁目8番14<br>号<br>光沢寺保育園        | 光沢寺保育園<br>園長 藤岡昭正              |
| 小倉北区役<br>所保健福祉<br>課 | 北九州市小倉北区下<br>到津二丁目15番2<br>5号<br>愛の園保育園       | 愛の園保育園<br>園長 藤岡幹隆              |
| 小倉北区役<br>所保健福祉<br>課 | 北九州市小倉北区三<br>郎丸二丁目9番3号<br>三郎丸保育園             | 三郎丸保育園<br>園長 中森之雄              |
| 小倉北区役<br>所保健福祉<br>課 | 北九州市小倉北区貴<br>船町9番5号<br>貴船保育園                 | 貴船保育園<br>園長 松井敬子               |
| 小倉北区役<br>所保健福祉<br>課 | 北九州市小倉北区三<br>萩野二丁目8番23<br>号<br>れんげ乳児保育園      | れんげ乳児保育園<br>園長 網田明美            |
| 小倉北区役<br>所保健福祉<br>課 | 北九州市小倉北区足<br>原一丁目7番1号<br>足原だきしめ保育園           | 足原だきしめ保育園<br>園長 梶原嘉人           |
| 小倉北区役<br>所保健福祉<br>課 | 北九州市小倉北区明<br>和町1番2号<br>キンダーポート保育<br>園        | キンダーポート保育<br>園<br>園長 林田猛利      |

|                     |                                         |                      |
|---------------------|-----------------------------------------|----------------------|
| 小倉北区役<br>所保健福祉<br>課 | 北九州市小倉北区神<br>岳二丁目10番31<br>号<br>神岳保育園    | 神岳保育園<br>園長 酒井光義     |
| 小倉北区役<br>所保健福祉<br>課 | 北九州市小倉北区三<br>萩野一丁目12番2<br>4号<br>片野保育園   | 片野保育園<br>園長 内田貞子     |
| 小倉北区役<br>所保健福祉<br>課 | 北九州市小倉北区宇<br>佐町一丁目5番30<br>号<br>西教寺乳児保育園 | 西教寺乳児保育園<br>園長 日野真人  |
| 小倉北区役<br>所保健福祉<br>課 | 北九州市小倉北区井<br>堀二丁目7番1号<br>井堀保育園          | 井堀保育園<br>園長 實松富喜子    |
| 小倉北区役<br>所保健福祉<br>課 | 北九州市小倉北区高<br>坊一丁目7番3号<br>高坊保育園          | 高坊保育園<br>園長 和田洋子     |
| 小倉北区役<br>所保健福祉<br>課 | 北九州市小倉北区昭<br>和町16番3号<br>れんげの花保育園        | れんげの花保育園<br>園長 黒田幸裕  |
| 小倉北区役<br>所保健福祉<br>課 | 北九州市小倉北区中<br>井二丁目4番33号<br>光沢寺第二保育園      | 光沢寺第二保育園<br>園長 藤岡佐規子 |

## 3 小倉南区

|                     |                                        |                    |
|---------------------|----------------------------------------|--------------------|
| 小倉南区役<br>所保健福祉<br>課 | 北九州市小倉南区若<br>園三丁目2番10号<br>若園保育所        | 若園保育所<br>所長 本幡良子   |
| 小倉南区役<br>所保健福祉<br>課 | 北九州市小倉南区北<br>方二丁目16番10<br>号<br>北方保育所   | 北方保育所<br>所長 熊谷章子   |
| 小倉南区役<br>所保健福祉<br>課 | 北九州市小倉南区横<br>代北町一丁目5番2<br>0号<br>あさひ保育園 | あさひ保育園<br>園長 下原 孝  |
| 小倉南区役<br>所保健福祉<br>課 | 北九州市小倉南区長<br>行東三丁目13番1<br>7号<br>双葉保育園  | 双葉保育園<br>園長 田中喜八郎  |
| 小倉南区役<br>所保健福祉<br>課 | 北九州市小倉南区上<br>吉田三丁目18番1<br>号<br>白鳩保育園   | 白鳩保育園<br>園長 中村美加恵  |
| 小倉南区役<br>所保健福祉      | 北九州市小倉南区企<br>救丘四丁目13番1                 | きくが丘保育園<br>園長 藤上良昭 |

|                     |                                        |                    |
|---------------------|----------------------------------------|--------------------|
| 課                   | 号<br>きくが丘保育園                           |                    |
| 小倉南区役<br>所保健福祉<br>課 | 北九州市小倉南区徳<br>力団地1番1号<br>広徳保育園          | 広徳保育園<br>園長 天本タツ子  |
| 小倉南区役<br>所保健福祉<br>課 | 北九州市小倉南区津<br>田新町一丁目4番2<br>6号<br>曽根保育園  | 曽根保育園<br>園長 小河原正澄  |
| 小倉南区役<br>所保健福祉<br>課 | 北九州市小倉南区八<br>幡町11番7号<br>みのり保育園         | みのり保育園<br>園長 西村良樹  |
| 小倉南区役<br>所保健福祉<br>課 | 北九州市小倉南区城<br>野四丁目5番21号<br>専城乳児保育園      | 専城乳児保育園<br>園長 村上祐子 |
| 小倉南区役<br>所保健福祉<br>課 | 北九州市小倉南区沼<br>緑町二丁目1番39<br>号<br>あけぼの保育園 | あけぼの保育園<br>園長 北野久美 |
| 小倉南区役<br>所保健福祉<br>課 | 北九州市小倉南区大<br>字山本346番地の<br>3<br>おぶね保育園  | おぶね保育園<br>園長 有野俊文  |
| 小倉南区役<br>所保健福祉<br>課 | 北九州市小倉南区中<br>曽根一丁目7番2号<br>ひかり保育園       | ひかり保育園<br>園長 日野三千代 |
| 小倉南区役<br>所保健福祉<br>課 | 北九州市小倉南区北<br>方二丁目20番17<br>号<br>光法保育園   | 光法保育園<br>園長 橘原淳信   |
| 小倉南区役<br>所保健福祉<br>課 | 北九州市小倉南区隠<br>蓑5番10号<br>こじか保育園          | こじか保育園<br>園長 山崎敏博  |
| 小倉南区役<br>所保健福祉<br>課 | 北九州市小倉南区大<br>字貫795<br>番地の1<br>洗心保育園    | 洗心保育園<br>園長 海野俊雄   |
| 小倉南区役<br>所保健福祉<br>課 | 北九州市小倉南区富<br>士見一丁目5番38<br>号<br>花園保育園   | 花園保育園<br>園長 伊賀良昌山  |
| 小倉南区役<br>所保健福祉<br>課 | 北九州市小倉南区守<br>恒二丁目6番1号<br>守恒保育園         | 守恒保育園<br>園長 仁科八重子  |
| 小倉南区役<br>所保健福祉<br>課 | 北九州市小倉南区朽<br>網東一丁目9番38<br>号            | 朽網保育園<br>園長 平井栄二   |

|                     |                                        |                     |                     |                                         |                       |
|---------------------|----------------------------------------|---------------------|---------------------|-----------------------------------------|-----------------------|
|                     | 朽網保育園                                  |                     | 保健福祉課               | 9番35号<br>小石保育所                          | 所長 酒井静子               |
| 小倉南区役<br>所保健福祉<br>課 | 北九州市小倉南区横<br>代南町四丁目3番1<br>号<br>高倉保育園   | 高倉保育園<br>園長 森山直哉    | 若松区役所<br>保健福祉課      | 北九州市若松区原町<br>12番34号<br>原町乳児保育所          | 原町乳児保育所<br>所長 長畑洋子    |
| 小倉南区役<br>所保健福祉<br>課 | 北九州市小倉南区大<br>字新道寺149番地<br>の1<br>竜光保育園  | 竜光保育園<br>園長 深川信教    | 若松区役所<br>保健福祉課      | 北九州市若松区<br>大字藤木262番地<br>の2<br>古前保育所     | 古前保育所<br>所長 荻野いくの     |
| 小倉南区役<br>所保健福祉<br>課 | 北九州市小倉南区湯<br>川五丁目10番33<br>号<br>聖母園保育園  | 聖母園保育園<br>園長 平田三好   | 若松区役所<br>保健福祉課      | 北九州市若松区今光<br>一丁目19番25号<br>石峰保育所         | 石峰保育所<br>所長 河野フチヨ     |
| 小倉南区役<br>所保健福祉<br>課 | 北九州市小倉南区大<br>字木下8番地の5<br>旭ヶ丘保育園        | 旭ヶ丘保育園<br>園長 鎌田和朗   | 若松区役所<br>保健福祉課      | 北九州市若松区東二<br>島二丁目16番6号<br>日吉保育園         | 日吉保育園<br>園長 伊高繁男      |
| 小倉南区役<br>所保健福祉<br>課 | 北九州市小倉南区上<br>葛原一丁目12番2<br>5号<br>日豊保育園  | 日豊保育園<br>園長 仰木喜信    | 若松区役所<br>保健福祉課      | 北九州市若松区老松<br>一丁目9番11号<br>若松乳児保育所        | 若松乳児保育所<br>所長 瀧崎正子    |
| 小倉南区役<br>所保健福祉<br>課 | 北九州市小倉南区中<br>曽根東四丁目19番<br>8号<br>大浜保育園  | 大浜保育園<br>園長 宮元ヨシ子   | 若松区役所<br>保健福祉課      | 北九州市若松区大字<br>安屋2437番地<br>松美保育園          | 松美保育園<br>園長 久保操       |
| 小倉南区役<br>所保健福祉<br>課 | 北九州市小倉南区中<br>吉田一丁目18番7<br>号<br>三ツ葉保育園  | 三ツ葉保育園<br>園長 藤井英和   | 若松区役所<br>保健福祉課      | 北九州市若松区高須<br>南五丁目2番30号<br>高須保育園         | 高須保育園<br>園長 植山敏泰      |
| 小倉南区役<br>所保健福祉<br>課 | 北九州市小倉南区志<br>徳二丁目1番8号<br>ゆたか保育園        | ゆたか保育園<br>園長 松口絹子   | 若松区役所<br>保健福祉課      | 北九州市若松区畠田<br>三丁目1番50号<br>鴨生田保育園         | 鴨生田保育園<br>園長 松尾副充     |
| 小倉南区役<br>所保健福祉<br>課 | 北九州市小倉南区高<br>野一丁目3番3号<br>のぞみ保育園        | のぞみ保育園<br>園長 境目智義   | 若松区役所<br>保健福祉課      | 北九州市若松区大字<br>大鳥居17番地の1<br>大鳥居保育園        | 大鳥居保育園<br>園長 小野ヨシ子    |
| 小倉南区役<br>所保健福祉<br>課 | 北九州市小倉南区津<br>田一丁目13番10<br>号<br>みずほ野保育園 | みずほ野保育園<br>園長 恵原起世子 | 5 八幡東区              |                                         |                       |
| 小倉南区役<br>所保健福祉<br>課 | 北九州市小倉南区重<br>住一丁目8番20号<br>城野保育園        | 城野保育園<br>園長 山口英子    | 八幡東区役<br>所保健福祉<br>課 | 北九州市八幡東区祇<br>園一丁目5番1号<br>八幡東さくら保育所      | 八幡東さくら保育所<br>所長 末永加代子 |
| 4 若松区               |                                        |                     | 八幡東区役<br>所保健福祉<br>課 | 北九州市八幡東区中<br>尾三丁目5番11号<br>高槻保育園         | 高槻保育園<br>園長 小田照明      |
| 若松区役所<br>保健福祉課      | 北九州市若松区二島<br>三丁目3番59号<br>二島保育所         | 二島保育所<br>所長 伊藤知恵子   | 八幡東区役<br>所保健福祉<br>課 | 北九州市八幡東区槻<br>田二丁目11番10<br>号<br>杉の実乳児保育園 | 杉の実乳児保育園<br>園長 杉園恵子   |
| 若松区役所               | 北九州市若松区原町                              | 小石保育所               | 八幡東区役<br>所保健福祉<br>課 | 北九州市八幡東区松<br>尾町3番27号<br>清心保育園           | 清心保育園<br>園長 境目操       |
|                     |                                        |                     | 八幡東区役               | 北九州市八幡東区槻                               | ふたば保育園                |

|                 |                                     |                      |                 |                                         |                    |
|-----------------|-------------------------------------|----------------------|-----------------|-----------------------------------------|--------------------|
| 所保健福祉課          | 田一丁目4番50号<br>ふたば保育園                 | 園長 松田トシ子             | 八幡西区役<br>所保健福祉課 | 北九州市八幡西区三<br>ヶ森四丁目4番1号<br>旭ヶ丘保育園        | 旭ヶ丘保育園<br>園長 西村松子  |
| 八幡東区役<br>所保健福祉課 | 北九州市八幡東区大<br>蔵三丁目2番18号<br>神田杉の実保育園  | 神田杉の実保育園<br>園長 岡本エミ子 | 八幡西区役<br>所保健福祉課 | 北九州市八幡西区本<br>城東三丁目2番35<br>号<br>マリア保育園   | マリア保育園<br>園長 佐々木信幸 |
| 八幡東区役<br>所保健福祉課 | 北九州市八幡東区天<br>神町3番2号<br>小百合保育園       | 小百合保育園<br>園長 末松津禰美   | 八幡西区役<br>所保健福祉課 | 北九州市八幡西区幸<br>神四丁目4番12号<br>幸神保育園         | 幸神保育園<br>園長 田中信寛   |
| 八幡東区役<br>所保健福祉課 | 北九州市八幡東区春<br>の町四丁目3番8号<br>春の町保育園    | 春の町保育園<br>園長 北関恵子    | 八幡西区役<br>所保健福祉課 | 北九州市八幡西区中<br>須二丁目3番17号<br>さかえ保育園        | さかえ保育園<br>園長 夜部辰男  |
| 八幡東区役<br>所保健福祉課 | 北九州市八幡東区山<br>王二丁目18番8号<br>つばさ保育園    | つばさ保育園<br>園長 金原ひとみ   | 八幡西区役<br>所保健福祉課 | 北九州市八幡西区山<br>寺町1番18号<br>熊西保育園           | 熊西保育園<br>園長 猪股俊明   |
| 八幡東区役<br>所保健福祉課 | 北九州市八幡東区高<br>見五丁目3番6号<br>高見の森保育園    | 高見の森保育園<br>園長 杉園弘充   | 八幡西区役<br>所保健福祉課 | 北九州市八幡西区塔<br>野一丁目2番7号<br>塔野保育園          | 塔野保育園<br>園長 金原秀樹   |
| 八幡東区役<br>所保健福祉課 | 北九州市八幡東区祝<br>町一丁目13番3号<br>大蔵保育園     | 大蔵保育園<br>園長 安藤和子     | 八幡西区役<br>所保健福祉課 | 北九州市八幡西区藤<br>田一丁目5番28号<br>藤田保育園         | 藤田保育園<br>園長 後根泰定   |
| 6 八幡西区          |                                     |                      | 八幡西区役<br>所保健福祉課 | 北九州市八幡西区陣<br>山三丁目9番28号<br>光保育園          | 光保育園<br>園長 江田正行    |
| 八幡西区役<br>所保健福祉課 | 北九州市八幡西区青<br>山一丁目7番34号<br>萩原保育所     | 萩原保育所<br>所長 松本信子     | 八幡西区役<br>所保健福祉課 | 北九州市八幡西区町<br>上津役西四丁目9番<br>50号<br>済美保育園  | 済美保育園<br>園長 中原清子   |
| 八幡西区役<br>所保健福祉課 | 北九州市八幡西区光<br>明二丁目5番27号<br>折尾丸山保育所   | 折尾丸山保育所<br>所長 小金丸順子  | 八幡西区役<br>所保健福祉課 | 北九州市八幡西区别<br>所町3番53号<br>別所保育園           | 別所保育園<br>園長 山本博文   |
| 八幡西区役<br>所保健福祉課 | 北九州市八幡西区陣<br>山三丁目5番20号<br>陣山乳児保育所   | 陣山乳児保育所<br>所長 高野富子   | 八幡西区役<br>所保健福祉課 | 北九州市八幡西区則<br>松六丁目7番21号<br>則松保育園         | 則松保育園<br>園長 幸村隆徳   |
| 八幡西区役<br>所保健福祉課 | 北九州市八幡西区陣<br>原三丁目23番9号<br>陣原保育所     | 陣原保育所<br>所長 山本幸子     | 八幡西区役<br>所保健福祉課 | 北九州市八幡西区千<br>代ヶ崎二丁目12番<br>24号<br>本城西保育園 | 本城西保育園<br>園長 橘原智司  |
| 八幡西区役<br>所保健福祉課 | 北九州市八幡西区八<br>枝三丁目8番1号<br>永犬丸保育所     | 永犬丸保育所<br>所長 内納和子    | 八幡西区役<br>所保健福祉課 | 北九州市八幡西区浅<br>川二丁目17番37<br>号<br>浅川保育園    | 浅川保育園<br>園長 上原正靖   |
| 八幡西区役<br>所保健福祉課 | 北九州市八幡西区則<br>松二丁目9番1号<br>東筑保育所      | 東筑保育所<br>所長 石川清隆     | 八幡西区役<br>所保健福祉課 | 北九州市八幡西区本<br>城東一丁目10番2<br>1号            | 若竹保育園<br>園長 岩橋竹美   |
| 八幡西区役<br>所保健福祉課 | 北九州市八幡西区真<br>名子一丁目11番2<br>0号 楠橋保育所  | 楠橋保育所<br>所長 中野睦子     |                 |                                         |                    |
| 八幡西区役<br>所保健福祉課 | 北九州市八幡西区楠<br>橋南一丁目10番2<br>2号 うさぎ保育所 | うさぎ保育所<br>所長 今福すい子   |                 |                                         |                    |

|             |                               |                    |
|-------------|-------------------------------|--------------------|
|             | 若竹保育園                         |                    |
| 八幡西区役所保健福祉課 | 北九州市八幡西区池田二丁目3番26号<br>池田保育園   | 池田保育園<br>園長 伊藤 悦子  |
| 八幡西区役所保健福祉課 | 北九州市八幡西区大字野面1283番地<br>杉の子保育園  | 杉の子保育園<br>園長 中島 睦世 |
| 八幡西区役所保健福祉課 | 北九州市八幡西区木屋瀬三丁目5番53号<br>木屋瀬保育園 | 木屋瀬保育園<br>園長 鷲峰秀敦  |
| 八幡西区役所保健福祉課 | 北九州市八幡西区岩崎二丁目7番1号<br>岩崎保育園    | 岩崎保育園<br>園長 新川雅俊   |
| 八幡西区役所保健福祉課 | 北九州市八幡西区香月西二丁目4番35号<br>聖愛保育園  | 聖愛保育園<br>園長 山本文雄   |
| 八幡西区役所保健福祉課 | 北九州市八幡西区若葉二丁目18番1号<br>引野保育園   | 引野保育園<br>園長 坂井浩司   |
| 八幡西区役所保健福祉課 | 北九州市八幡西区東鳴水二丁目12番34号<br>鳴水保育所 | 鳴水保育園<br>園長 岡田祐子   |
| 八幡西区役所保健福祉課 | 北九州市八幡西区大浦二丁目14番7号<br>栄美保育園   | 栄美保育園<br>園長 豊島鈴子   |
| 八幡西区役所保健福祉課 | 北九州市八幡西区里中二丁目17番4号<br>いちご保育園  | いちご保育園<br>園長 坂本栄子  |

## 7 戸畑区

|            |                              |                    |
|------------|------------------------------|--------------------|
| 戸畑区役所保健福祉課 | 北九州市戸畑区中原東一丁目22番22号<br>中原保育所 | 中原保育所<br>所長 青野秀美   |
| 戸畑区役所保健福祉課 | 北九州市戸畑区中原西二丁目6番13号<br>西中原保育所 | 西中原保育所<br>所長 石井百合代 |
| 戸畑区役所保健福祉課 | 北九州市戸畑区牧山一丁目1番4号<br>牧山保育所    | 牧山保育所<br>所長 望月孝子   |
| 戸畑区役所保健福祉課 | 北九州市戸畑区浅生二丁目1番2号<br>千防保育所    | 千防保育所<br>所長 内田リツ子  |

|            |                               |                   |
|------------|-------------------------------|-------------------|
| 戸畑区役所保健福祉課 | 北九州市戸畑区東大谷一丁目13番10号<br>戸畑わかば園 | 戸畑わかば園<br>園長 酒井 孝 |
| 戸畑区役所保健福祉課 | 北九州市戸畑区中本町12番34号<br>ナオミ愛児園    | ナオミ愛児園<br>園長 平沢 茂 |

## 北九州市告示第512号

次の水路の供用を廃止する。

その関係図面は、告示の日から2週間北九州市小倉北区役所まちづくり整備課において、一般の縦覧に供する。

平成17年6月20日

北九州市長 末 吉 興 一

| 廃止する区間                                      | 幅員   | 延長    | 面積    |
|---------------------------------------------|------|-------|-------|
| 北九州市小倉北区板櫃町1428番1地先から北九州市小倉北区板櫃町1411番10地先まで | 0.73 | 17.91 | 13.07 |

## 北九州市告示第526号

児童福祉法（昭和22年法律第164号）第21条の17第1項の規定に基づき指定居宅支援事業者を指定したので、同法第21条の23の規定により次のとおり告示する。

平成17年7月1日

北九州市長 末 吉 興 一

## 居宅介護

| 事業所の名称及び所在地                             | 事業者の名称、主たる事務所の所在地及び代表者の氏名                    | 指定年月日     |
|-----------------------------------------|----------------------------------------------|-----------|
| ヘルパーステーション福寿<br>北九州市小倉北区吉野町10番25号2階E    | 株式会社ウェルネット21<br>北九州市小倉北区吉野町10番25号2階E<br>船元福吉 | 平成17年7月1日 |
| ヘルパーステーションささ<br>北九州市小倉南区北方四丁目3番10号1階    | 有限会社一文字<br>北九州市小倉南区北方四丁目3番10号<br>佐々木光男       | 平成17年7月1日 |
| ケアステーション<br>ねむの木<br>北九州市小倉南区徳吉東五丁目1番10号 | 合資会社ねむの木<br>北九州市小倉南区徳吉東五丁目1番10号<br>田尻俊久      | 平成17年7月1日 |
| 協和介護八幡事業所<br>北九州市八幡西区鷹の巣一丁目             | 協和産業株式会社<br>北九州市小倉南区蒲生一丁目1番25号<br>池永敏幸       | 平成17年7月1日 |

|                                   |                                          |           |
|-----------------------------------|------------------------------------------|-----------|
| 18番10-103号                        |                                          |           |
| 介護サービス八光<br>北九州市八幡東区竹下町8番4号       | 有限会社八光<br>北九州市八幡東区竹下町8番4号<br>中嶋政洋        | 平成17年7月1日 |
| ヘルパーステーションらん<br>北九州市八幡西区市瀬一丁目2番6号 | 有限会社リリーフ<br>北九州市八幡西区上上津役一丁目444-1<br>西田珠江 | 平成17年7月1日 |

~~~~~  
北九州市告示第527号

児童福祉法（昭和22年法律第164号）第21条の20の規定に基づき指定居宅支援事業者から変更の届出があったので、同法第21条の23の規定により次のとおり告示する。

平成17年7月1日

北九州市長 末 吉 興 一

居宅介護

変更前後の別	事業所の名称	変更前後の別	事業所の所在地	変更年月日
	ヘルパーセンターあんしん介護	前	北九州市八幡西区沖田一丁目13番16号	平成16年3月15日
		後	北九州市八幡西区町上津役東二丁目1番7号	
前	有限会社なごみ介護サービス		北九州市八幡西区馬場山東二丁目10番5号	平成17年6月1日
後	なごみ介護サービス			

~~~~~  
**北九州市告示第528号**

身体障害者福祉法（昭和24年法律第283号）第17条の17第1項の規定に基づき指定居宅支援事業者を指定したので、同法第17条の23の規定により次のとおり告示する。

平成17年7月1日

北九州市長 末 吉 興 一

## 居宅介護

| 事業所の名称及び所在地             | 事業者の名称、主たる事務所の所在地及び代表者の氏名  | 指定年月日     |
|-------------------------|----------------------------|-----------|
| ヘルパーステーション福寿<br>北九州市小倉北 | 株式会社ウェルネット21<br>北九州市小倉北区吉野 | 平成17年7月1日 |

|                                         |                                          |           |
|-----------------------------------------|------------------------------------------|-----------|
| 区吉野町10番25号2階E                           | 町10番25号2階E<br>船元福吉                       |           |
| ヘルパーステーションささ<br>北九州市小倉南区北方四丁目3番10号1階    | 有限会社一文字<br>北九州市小倉南区北方四丁目3番10号<br>佐々木光男   | 平成17年7月1日 |
| ケアステーション<br>ねむの木<br>北九州市小倉南区徳吉東五丁目1番10号 | 合資会社ねむの木<br>北九州市小倉南区徳吉東五丁目1番10号<br>田尻俊久  | 平成17年7月1日 |
| 協和介護八幡事業所<br>北九州市八幡西区鷹の巣一丁目18番10-103号   | 協和産業株式会社<br>北九州市小倉南区蒲生一丁目1番25号<br>池永敏幸   | 平成17年7月1日 |
| 介護サービス八光<br>北九州市八幡東区竹下町8番4号             | 有限会社八光<br>北九州市八幡東区竹下町8番4号<br>中嶋政洋        | 平成17年7月1日 |
| ヘルパーステーションらん<br>北九州市八幡西区市瀬一丁目2番6号       | 有限会社リリーフ<br>北九州市八幡西区上上津役一丁目444-1<br>西田珠江 | 平成17年7月1日 |

~~~~~  
北九州市告示第529号

身体障害者福祉法（昭和24年法律第283号）第17条の20の規定に基づき指定居宅支援事業者から変更の届出があったので、同法第17条の23の規定により次のとおり告示する。

平成17年7月1日

北九州市長 末 吉 興 一

居宅介護

変更前後の別	事業所の名称	変更前後の別	事業所の所在地	変更年月日
	ヘルパーセンターあんしん介護	前	北九州市八幡西区沖田一丁目13番16号	平成16年3月15日
		後	北九州市八幡西区町上津役東二丁目1番7号	
前	有限会社なごみ介護サービス		北九州市八幡西区馬場山東二丁目10番5号	平成17年6月1日
後	なごみ介護サービス			

後	なごみ介護 サービス		
---	---------------	--	--

北九州市告示第530号

知的障害者福祉法（昭和35年法律第37号）第15条の1第1項の規定に基づき指定居宅支援事業者を指定したので、同法第15条の23の規定により次のとおり告示する。

平成17年7月1日

北九州市長 末 吉 興 一

居宅介護

事業所の名称及び所在地	事業者の名称、主たる事務所の所在地及び代表者の氏名	指定年月日
ヘルパーステーション福寿 北九州市小倉北区吉野町10番25号2階E	株式会社ウェルネット21 北九州市小倉北区吉野町10番25号2階E 船元福吉	平成17年7月1日
ヘルパーステーションささ 北九州市小倉南区北方四丁目3番10号1階	有限会社一文字 北九州市小倉南区北方四丁目3番10号 佐々木光男	平成17年7月1日
ケアステーションねむの木 北九州市小倉南区徳吉東五丁目1番10号	合資会社ねむの木 北九州市小倉南区徳吉東五丁目1番10号 田尻俊久	平成17年7月1日
協和介護八幡事業所 北九州市八幡西区鷹の巣一丁目18番10-103号	協和産業株式会社 北九州市小倉南区蒲生一丁目1番25号 池永敏幸	平成17年7月1日
介護サービス八光 北九州市八幡東区竹下町8番4号	有限会社八光 北九州市八幡東区竹下町8番4号 中嶋政洋	平成17年7月1日
ヘルパーステーションらん 北九州市八幡西区市瀬一丁目2番6号	有限会社リリーフ 北九州市八幡西区上上津役一丁目444-1 西田珠江	平成17年7月1日

北九州市告示第531号

知的障害者福祉法（昭和35年法律第37号）第15条の20の規定に基づき指定居宅支援事業者から変更の届出があったので、同法第15条の23の規定により次のとおり告示する。

平成17年7月1日

北九州市長 末 吉 興 一

居宅介護

変更前後の別	事業所の名称	変更前後の別	事業所の所在地	変更年月日
	ヘルパーセンターあんしん介護	前	北九州市八幡西区沖田一丁目13番16号	平成16年3月15日
		後	北九州市八幡西区町上津役東二丁目1番7号	
前	有限会社なごみ介護サービス		北九州市八幡西区馬場山東二丁目10番5号	平成17年6月1日
後	なごみ介護サービス			

北九州市告示第532号

北九州市営住宅条例（平成9年北九州市条例第34号）第3条の規定により、市営住宅の名称及び位置を次のように定める。

平成17年7月1日

北九州市長 末 吉 興 一

名 称	位 置
長浜市営住宅	北九州市小倉北区長浜町

北九州市告示第533号

地方独立行政法人法（平成15年法律第118号）第25条第1項の規定に基づき、公立大学法人北九州市立大学の中期目標を次のとおり定めた。

平成17年7月1日

北九州市長 末 吉 興 一

公立大学法人北九州市立大学中期目標

公立大学法人北九州市立大学は、産業技術の蓄積、アジアとの交流の歴史、環境問題への取組といった北九州地域の特性を活かし、豊かな未来に向けた開拓精神に溢れる人材の育成、地域に立脚した高度で国際的な学術研究拠点の形成、地域の産業、文化、社会の発展と魅力の創出への貢献、アジアをはじめとする世界の人類と社会の発展への貢献を基本理念とする。

この基本理念の実践に向けて、次の基本的な目標を掲げ、これを達成するための中期目標を定める。

基本的な目標

1 教育

質の高い教養教育と専門教育を学生に提供し、豊かな教養と国際感覚に加え、確かな専門性を兼ね備えた人材を育成する。また、21世紀のフロンティアを切り開く高度な専門知識を持つ職業人と優れた研究能力を持つ人材を育成する。

2 研究

先端的、学際的な領域では、特色ある分野の研究において国際水準の研究成果を創出するとともに、各専門分野では、国内をリードする研究の達成を図る。

3 社会貢献

地域社会の教育的、経済的、文化的なニーズに応えて、教育研究の成果を積極的に地域社会に還元し、地域社会の課題解決と地域活力の創造に貢献する。また、国際的な学術交流と人材育成を通じて、アジアをはじめとする国際社会の発展に貢献する。

4 組織運営

迅速で柔軟な意思決定システムと点検・評価の体制を構築し、常に組織運営の改善を図る。また、地域社会に期待される大学としての説明責任を果たすとともに、運営の透明性の確保に努める。

第1 中期目標の期間

平成17年4月1日から平成23年3月31日までの6年間

第2 教育研究の質の向上に関する目標

1 教育

(1) 教育内容と成果

ア 学部における教養教育では、大学での学習への適応力と学習意欲を高め、英語などによるコミュニケーション能力、IT活用能力、課題解決に向けた実践的な能力を重点的にはぐくむとともに、学部専門教育のための基礎能力を養う。

イ 学部における専門教育では、それぞれの分野における専門基礎学力の修得を図るとともに、広い視野から物事を俯瞰できる能力と社会で通用する実践的な能力をより高める。

ウ 大学院教育では、それぞれの専門領域における優れた研究能力と高度な専門知識に加えて、学際的視野と国際性を身に付けさせ、アジアをはじめとする国際社会や北九州地域の発展に貢献できる人材を養成する。

エ 専門的知識と能力の育成に特化した実践的な教育を実施し、マネジメント能力に優れた高度専門職業人を養成する。

(2) 教育方法と学習指導

ア 各学部・大学院の教育目標を実現する体系的な教育課程に即した多様で効果的な授業形態や学習指導方法により、学生にとって魅力ある授業を提供する。

イ 学生が主体的な学習に十分取り組むことができるように、学習相談・学習支援の体制を整備する。

ウ 授業科目の到達目標と成績評価基準を明示し、学生の学習意欲を高める成績評価システムを構築する。

エ 学生による授業評価など教育活動の評価システムの導入、教員の組織的な研修の実施などにより教育の質の向上と改善を図る。

(3) 優秀な学生の確保

ア 大学の育成すべき学生像に沿って学生の受入れ方針を明確に定め、多様な選抜方法を開発し、導入する。

イ 大学院においては、他大学や海外の大学の出身者、職業経験者の入学を促す方を講じる。

(4) 学生への生活支援・就職支援

ア キャンパス生活の充実に向けて、学生の生活相談、進路相談、メンタルヘルスなどに的確に応えることができる支援体制を整備するとともに、学内外における学生の自主的活動への支援を強化する。

イ 学生の就職活動への相談・支援の体制を強化する。

(5) 教育の実施体制の整備

教育研究の進展、時代の変化、社会的要請に柔軟に対

応するとともに、大学の教育目標を実現するために必要な教育研究組織を整備する。

2 研究

(1) 目指すべき研究の方向と水準

ア 学術文化の探求を通じて社会と地域の発展に寄与するため、研究活動の高度化を図る。

イ 次世代産業の創出や地域産業の高度化につながる分野、公共政策などの地域の課題に関する実践的な分野、地理的近接性がある東アジア地域をテーマとした分野などを重点研究分野として、個性的な研究活動を展開する。

(2) 研究の実施体制の整備

ア 学内外での横断的な共同研究を活発化させるなど、研究の実施体制を強化する。

イ 全学的な観点から、重点研究分野に弾力的に教員を活用できる体制を整備する。また、特徴的で質の高い研究ができるように、効果的な研究環境を整備する。

ウ 産学官の連携による優れた研究成果を地域社会に還元し、地域の課題解決や地域産業の活性化に寄与する。また、産学官の連携を推進するに当たり、利益相反に関する方針・ルールを整備する。

(3) 研究評価と成果の管理

ア 研究成果や業績などの評価システムを導入し、評価結果を研究の質の向上につなげる体制を構築する。

イ 知的財産の創出、取得、管理、活用を推進する体制を整備する。

3 社会貢献

(1) 教育機関との連携

ア 北九州市立大学が中心となって、北九州地域における特色ある大学コンソーシアムの形成を目指す。

イ 地域の高等学校や小・中学校と連携し、地域の特色ある教育の充実に寄与する。

(2) 地域社会との連携

地域社会に開かれた大学として、知的活動の成果や施設などを積極的に開放する。また、自治体や公共の団体などとの連携を進める。

(3) 国際交流の推進

ア 東アジア地域との教育研究の連携強化や国際協力の推進により、「アジアに開かれた学術研究拠点の形成」を目指す。

イ 海外の大学・研究機関との学術交流・人的交流を進め、国際的視野からの教育研究の充実に図る。また、外国人研究者や留学生を積極的に受け入れるとともに、学生の留学を進める。

ウ 地域団体などとの連携を図りつつ、市民の多文化理解の向上や地域の国際化を推進する。

第3 業務運営の改善及び効率化に関する目標

1 経営戦略を実現する機動的な運営

(1) 機動的な運営体制の確立

ア 理事長と学長の権限と責任の明確化により、迅速かつ適切な意思決定の仕組みを確立し、戦略的かつ機動的な大学運営を実現する。

イ 各学部などは、大学全体の運営方針に立脚して、学部長などを中心とする機動的な運営の仕組みを確立する。

(2) 学内資源の効果的な活用

ア 限られた学内資源を効果的に活用するため、全学的な観点から人員配置や予算配分などを行う。また、戦略的な資源配分を可能にする柔軟なシステムを確立する。

イ 教員と事務職員がそれぞれの使命と役割に応じた一体的な業務運営を行い、総合力のある運営体制を構築する。

(3) 外部の知見の積極的な活用

社会の期待に応えるため、学外の有識者や専門家を必要に応じて登用するなど、社会に開かれた大学運営を目指す。

2 人事の適正化

(1) 教職員の人事評価システムを整備し、評価結果に基づく適切な処遇を行い、活動意欲の向上を図る。

(2) 教職員が最大限に能力を発揮できるように、雇用、勤務、給与などの形態の多様化を図るとともに、柔軟な運用を可能とする人事制度を構築する。

(3) 性別や国籍などにとらわれない透明性の高い登用により、優秀な人材を適切に確保する。

第4 財務内容の改善に関する目標

1 自立性の高い財務運営の確立

(1) 財源の多様化を図るため、外部資金を積極的に獲得するための体制を充実し、安定的な財政基盤の確立に努める。

(2) 収入を伴う自主事業の拡大と適切な料金の設定により自主財源を充実し、教育研究環境の向上を図る。

(3) 全学的な観点から管理運営業務の効率化や人員配置の適正化などを進め、管理的経費の抑制を図る。

2 適正な資産管理

資産を全学的に運用し、管理する仕組みを整備するとともに、資産の効果的、効率的な活用を図る。

第5 教育研究及び組織運営の状況について自ら行う点検評価並びに当該状況に係る情報の提供に関する目標

公立大学法人としての説明責任を果たすため、自己点検・評価と第三者評価を厳正に実施するとともに、評価結果を運営などの改善に反映させる。また、評価結果をはじめとした情報を積極的に公開し、大学に対する社会の理解の促進に努める。

第6 その他業務運営に関する重要目標

1 施設・設備の整備

教育研究活動の活性化、学生活動の支援、地域貢献の充実に資するため、長期的な計画に基づき、施設・設備を整備する

2 安全管理など

日常の安全衛生管理と事故防止のための体制を整備し、安全なキャンパスづくりを進める。また、情報セキュリティ対策の充実を図る。

3 人権の啓発

教職員と学生の人権意識の向上を目指した取組を積極的に実施する。

北九州市告示第534号

地方自治法施行令（昭和22年政令第16号）第158条第1項及び北九州市会計規則（昭和39年北九州市規則第49号）第40条第1項の規定により、食肉センター使用料、冷蔵庫使用料、と畜検査手数料及びと畜に関する証明手数料の徴収事務を次のとおり委託した。

平成17年7月1日

北九州市長 末 吉 興 一

受 託 者		委 託 期 間
名 称	住 所	

北九州食肉センター企業組合	北九州市小倉北区末広二丁目3番7号	平成17年4月1日から平成18年3月31日まで
---------------	-------------------	-------------------------

北九州市告示第535号

地方自治法施行令（昭和22年政令第16号）第158条第1項及び北九州市会計規則（昭和39年北九州市規則第49号）第40条第1項の規定により、若松高須郵便局及び八幡南郵便局における証明書交付手数料の徴収事務を次のとおり委託した。

平成17年7月1日

北九州市長 末 吉 興 一

受 託 者		委 託 期 間
名 称	住 所	
日本郵政公社	東京都千代田区霞が関一丁目3番2号	平成17年4月1日から平成18年3月31日まで

北九州市告示第536号

地方自治法施行令（昭和22年政令第16号）第158条第1項及び北九州市会計規則（昭和39年北九州市規則第49号）第40条第1項の規定により、図書館資料の複写手数料の徴収事務を次のとおり委託した。

平成17年7月1日

北九州市長 末 吉 興 一

施設の名称	受 託 者		委 託 期 間
	名 称	住 所	
門司図書館 門司図書館 大里分館	株式会社図書館流通センター	東京都文京区大塚三丁目4番7号	平成17年4月1日から平成18年3月31日まで
国際友好記念図書館			
戸畑図書館 戸畑図書館 戸畑分館	株式会社北九州施設協会	北九州市小倉北区堅町一丁目6番7号	

公 告

北九州市公告第182号

土地区画整理法（昭和29年法律第119号）第29条第1項の規定により、北九州市吉志土地区画整理組合から、次のとおり就任した理事の氏名及び住所の届出があった。

平成17年6月10日

北九州市長 末 吉 興 一

氏 名	住 所

恵比寿ガーデンプレイス株式会社 執行役員 中島 弘	東京都渋谷区恵比寿四丁目20番3号
九州海陸運送協同組合 代表理事 簀原 聡	福岡県粕屋郡宇美町大字宇美字大谷3351番地の7
王子不動産株式会社 住宅開発事業部長 水谷次仁	東京都中央区銀座二丁目15番2号
清和肥料工業株式会社九州支店 取締役支店長 上石 田尋夫	大阪府大阪市中央区備後町四丁目3番4号
九州旅客鉄道株式会社 施設部長 古賀徹志	福岡県福岡市博多区博多駅前三丁目25番21号
磯部定生	福岡県北九州市門司区稲積一丁目4番23号

北九州市公告第184号

大規模小売店舗立地法（平成10年法律第91号）附則第5条第1項の規定により大規模小売店舗の変更事項の届出があったので、同条第4項の規定により同法第6条第2項の規定による届出とみなし、同条第3項が準用する同法第5条第3項の規定により、次のとおり公告し、当該届出及び添付書類を縦覧に供する。

なお、当該大規模小売店舗を設置する者がその周辺地域の生活環境の保持のため配慮すべき事項について意見を有する者は意見書を北九州市長に提出することができる。

平成17年6月14日

北九州市長 末 吉 興 一

- 大規模小売店舗の名称及び所在地
スーパーセンタートライアル西港店
北九州市小倉北区西港町16番地16
- 大規模小売店舗の設置者
コーナン商事株式会社
代表取締役 疋田耕造
大阪府堺市鳳東町六丁目33番地1
- 変更しようとする事項
 - 大規模小売店舗内の店舗面積の合計
 - 変更前
5,189平方メートル
 - 変更後
4,099平方メートル
 - 小売業を行う者の開店時刻及び閉店時刻
 - 変更前
午前9時30分から午後10時まで
 - 変更後
午前0時から午後12時まで（24時間）
 - 来客が駐車場を利用することができる時間帯
 - 変更前
午前9時から午後10時30分まで
 - 変更後
午前0時から午後12時まで（24時間）

- 荷さばき施設において荷さばきを行うことができる時間帯
 - 変更前
午前8時から午後8時まで
 - 変更後
午前0時から午後12時まで（24時間）
- 変更する年月日
平成17年6月11日
- 上記3の変更に係るもの以外の事項
 - 大規模小売店舗において小売業を行う者の名称及び住所並びに法人にあっては代表者の氏名
株式会社トライアルカンパニー
代表取締役 永田久男
福岡市東区多の津一丁目12番2号
 - 大規模小売店舗の施設の運営方法に関する事項
 - 駐車場の出入口の数
出入口2箇所
 - 大規模小売店舗の施設の配置に関する事項
 - 駐車場の収容台数
375台
 - 駐輪場の収容台数
61台
 - 荷さばき施設の面積
210.15平方メートル
 - 廃棄物の保管施設の位置及び容量
136.335立方メートル
- 届出年月日
平成17年6月10日
- 縦覧場所
 - 北九州市小倉北区城内1番1号
北九州市産業学術振興局地域産業部商業振興課
 - 北九州市小倉北区大手町1番1号
北九州市小倉北区役所まちづくり推進課
- 縦覧期間
平成17年6月14日から平成17年10月14日まで（日曜日、土曜日及び国民の祝日に関する法律（昭和23年法律第178号）に規定する休日を除く。）の毎日午前8時30分から午後5時まで
- 意見書の提出要領
次に掲げる事項を記載した文書を平成17年10月14日までに北九州市産業学術振興局地域産業部商業振興課に到着するように提出すること。
 - 氏名又は団体名及び団体にあってはその代表者の氏名
 - 住所又は所在地
 - 連絡先電話番号
 - 大規模小売店舗の名称及び所在地
 - 意見

北九州市公告第192号

建築基準法（昭和25年法律第201号）第42条第1項第5号の規定による道路の位置を、次のとおり指定した。

平成17年6月16日

北九州市長 末 吉 興 一

- 指定年月日及び指定番号
平成17年6月16日 第3号
- 申請者の住所及び氏名
北九州市小倉南区石田南二丁目6番10号
谷下正明
- 指定した道路

道路の位置	道路の幅員 (m)	道路の延長 (m)	自動車転回広場 (㎡)
北九州市小倉南区石田南2丁目340-7、340-8	6.0	16.97	-

北九州市公告第193号

農業経営基盤強化促進法（昭和55年法律第65号）第18条第1項の規定により農用地利用集積計画を定めたので、同法第19条の規定により、次のとおり公告する。

平成17年6月21日

北九州市長 末 吉 興 一

（1 各筆明細及び2 共通事項は、掲載省略）

北九州市公告第199号

都市計画法（昭和43年法律第100号）第36条第3項の規定により、次の開発行為に関する工事が完了したことを公告する。

平成17年7月1日

北九州市長 末 吉 興 一

開発区域に含まれる地域の名称	開 発 行 為 者
北九州市小倉南区下曾根四丁目2077番1及び2077番3から2077番19まで	北九州市小倉北区木町一丁目7番41-406号 株式会社小倉地研 代表取締役 網田昌幸

北九州市公告第200号

地方公共団体の物品等又は特定役務の調達手続の特例を定める政令（平成7年政令第372号）第4条に規定する特定調達契約を締結したので、北九州市物品等又は特定役務の調達手続の特例を定める規則（平成7年北九州市規則第78号）第12条第1項の規定により次のとおり公告する。

平成17年7月1日

北九州市長 末 吉 興 一

- 1 特定役務の名称及び数量
北九州市本庁舎電力供給 一式
- 2 この公告に係る契約に関する事務を担当する主管課の名称及び所在地
北九州市総務市民局総務部庁舎管理課
北九州市小倉北区城内1番1号
- 3 落札者を決定した日
平成17年5月26日
- 4 落札者の名称及び住所
九州電力株式会社 北九州支店
北九州市小倉北区米町二丁目3番1号
- 5 契約金額
8,925万8,956円
- 6 契約の相手方を決定した手続
一般競争入札
- 7 一般競争入札の公告をした日
平成17年4月1日
- 8 落札方法
最低価格による。

北九州市公告第201号

地方公共団体の物品等又は特定役務の調達手続の特例を定める政令（平成7年政令第372号）第4条に規定する特定調達契約を締結したので、北九州市物品等又は特定役務の調達手続の特例を定める規則（平成7年北九州市規則第78号）第12条第1項の規定により次のとおり公告する。

平成17年7月1日

北九州市長 末 吉 興 一

- 1 特定役務の名称及び数量
北九州市皇后崎工場の電力供給 一式
- 2 この公告に係る契約に関する事務を担当する主管課の名称及び所在地
北九州市環境局廃棄物事業部施設課
北九州市小倉北区城内1番1号
- 3 落札者を決定した日
平成17年6月1日
- 4 落札者の名称及び住所
九州電力株式会社 北九州支店
北九州市小倉北区米町二丁目3番1号
- 5 契約金額
3,226万1,932円
- 6 契約の相手方を決定した手続
一般競争入札
- 7 一般競争入札の公告をした日
平成17年4月15日
- 8 落札方式
最低価格による。

北九州市公告第202号

地方公共団体の物品等又は特定役務の調達手続の特例を定める政令（平成7年政令第372号）第4条に規定する特定調達契約を締結したので、北九州市物品等又は特定役務の調達手続の特例を定める規則（平成7年北九州市規則第78号）第12条第1項の規定により次のとおり公告する。

平成17年7月1日

北九州市長 末 吉 興 一

- 1 特定役務の名称及び数量
日明浄化センター電力供給 一式
- 2 この公告に係る契約に関する事務を担当する主管課の名称及び所在地
北九州市建設局施設部施設課
北九州市小倉北区城内1番1号
- 3 落札者を決定した日
平成17年6月1日
- 4 落札者の名称及び住所
九州電力株式会社 北九州支店
北九州市小倉北区米町二丁目3番1号
- 5 契約金額
1億179万1,872円
- 6 契約の相手方を決定した手続
一般競争入札
- 7 一般競争入札の公告をした日
平成17年4月15日
- 8 落札方式
最低価格による。

北九州市公告第203号

地方公共団体の物品等又は特定役務の調達手続の特例を定める政令（平成7年政令第372号）第4条に規定する特定調達

契約を締結したので、北九州市物品等又は特定役務の調達手続の特例を定める規則（平成7年北九州市規則第78号）第12条第1項の規定により次のとおり公告する。

平成17年7月1日

北九州市長 末 吉 興 一

- 1 特定役務の名称及び数量
新町浄化センター電力供給 一式
- 2 この公告に係る契約に関する事務を担当する主管課の名称及び所在地
北九州市建設局施設部施設課
北九州市小倉北区城内1番1号
- 3 落札者を決定した日
平成17年6月1日
- 4 落札者の名称及び住所
九州電力株式会社 北九州支店
北九州市小倉北区米町二丁目3番1号
- 5 契約金額
5,937万2,390円
- 6 契約の相手方を決定した手続
一般競争入札
- 7 一般競争入札の公告をした日
平成17年4月15日
- 8 落札方式
最低価格による。

北九州市公告第204号

地方公共団体の物品等又は特定役務の調達手続の特例を定める政令（平成7年政令第372号）第4条に規定する特定調達契約を締結したので、北九州市物品等又は特定役務の調達手続の特例を定める規則（平成7年北九州市規則第78号）第12条第1項の規定により次のとおり公告する。

平成17年7月1日

北九州市長 末 吉 興 一

- 1 特定役務の名称及び数量
北湊浄化センター電力供給 一式
- 2 この公告に係る契約に関する事務を担当する主管課の名称及び所在地
北九州市建設局施設部施設課
北九州市小倉北区城内1番1号
- 3 落札者を決定した日
平成17年6月1日
- 4 落札者の名称及び住所
九州電力株式会社 北九州支店
北九州市小倉北区米町二丁目3番1号
- 5 契約金額
4,005万2,261円
- 6 契約の相手方を決定した手続
一般競争入札
- 7 一般競争入札の公告をした日
平成17年4月15日
- 8 落札方式
最低価格による。

北九州市公告第205号

地方公共団体の物品等又は特定役務の調達手続の特例を定める政令（平成7年政令第372号）第4条に規定する特定調達契約を締結したので、北九州市物品等又は特定役務の調達手続の特例を定める規則（平成7年北九州市規則第78号）第12条第1項の規定により次のとおり公告する。

平成17年7月1日

北九州市長 末 吉 興 一

- 1 特定役務の名称及び数量
藤田ポンプ場電力供給 一式
- 2 この公告に係る契約に関する事務を担当する主管課の名称及び所在地
北九州市建設局施設部施設課
北九州市小倉北区城内1番1号
- 3 落札者を決定した日
平成17年6月1日
- 4 落札者の名称及び住所
九州電力株式会社 北九州支店
北九州市小倉北区米町二丁目3番1号
- 5 契約金額
3,767万2,776円
- 6 契約の相手方を決定した手続
一般競争入札
- 7 一般競争入札の公告をした日
平成17年4月15日
- 8 落札方式
最低価格による。

北九州市公告第206号

地方公共団体の物品等又は特定役務の調達手続の特例を定める政令（平成7年政令第372号）第4条に規定する特定調達契約を締結したので、北九州市物品等又は特定役務の調達手続の特例を定める規則（平成7年北九州市規則第78号）第12条第1項の規定により次のとおり公告する。

平成17年7月1日

北九州市長 末 吉 興 一

- 1 特定役務の名称及び数量
「コンピュータが使える小学生」育成事業 一式
- 2 この公告に係る契約に関する事務を担当する主管課の名称及び所在地
北九州市教育委員会指導部指導企画課
北九州市小倉北区大手町1番1号
- 3 落札者を決定した日
平成17年4月13日
- 4 落札者の名称及び住所
安川情報システム株式会社
北九州市八幡西区東王子町5番15号
- 5 契約金額
7,350万円
- 6 契約の相手方を決定した手続
一般競争入札
- 7 一般競争入札の公告をした日
平成17年3月1日
- 8 落札方式
最低価格による。

北九州市公告第207号

特定調達契約に係る一般競争入札の公告（平成16年北九州市公告第362号）の一部を次のように改正する。

平成17年7月1日

北九州市長 末 吉 興 一

- 1 調達内容の(5) 今後購入が予定される数量及び入札公告
予定時期の項中
「シャーシ・架装 3台 平成16年12月15日 を
シャーシ・架装 3台 平成17年5月頃 」
「シャーシ・架装 3台 平成16年12月15日 」に
改める。

~~~~~  
**北九州市公告第208号**

特定調達契約に係る一般競争入札の公告（平成16年北九州市公告第414号）の一部を次のように改正する。

平成17年7月1日

北九州市長 末 吉 興 一

第1項中第5号を削り、第6号を第5号とする。

~~~~~  
北九州市公告第209号

一般競争入札により、地方公共団体の物品等又は特定役務の調達手続の特例を定める政令（平成7年政令第372号）第4条に規定する特定調達契約を締結するので、北九州市物品等又は特定役務の調達手続の特例を定める規則（平成7年北九州市規則第78号）第5条第1項の規定により読み替える北九州市契約規則（昭和39年北九州市規則第25号。以下「契約規則」という。）第4条第1項の規定により次のとおり公告する。

平成17年7月1日

北九州市長 末 吉 興 一

1 調達内容**(1) 購入品目及び数量**

ごみ収集用ポリ袋 1,555万枚

(2) 購入物品の特質等 仕様書で定めるとおり**(3) 履行期限**

ア 705万枚 平成17年10月31日

イ 400万枚 平成17年11月30日

ウ 450万枚 平成17年12月26日

(4) 納入場所 市長が指定する場所**(5) 今後購入が予定される数量及び入札公告予定時期**

ア 1,575万枚 平成17年9月ごろ

イ 1,510万枚 平成17年11月ごろ

(6) 最初の契約に係る入札公告日 平成17年3月15日**(7) 入札方法 総額により行う。落札決定に当たっては、入札書に記載された金額に当該金額の100分の5に相当する金額を加算した金額（当該金額に1円未満の端数があるときは、その端数金額を切り捨てるものとする。）をもって落札金額とするので、入札者は、消費税に係る課税事業者であるか免税事業者であるかを問わず、見積もった金額の105分の100に相当する金額を入札書に記載すること。****2 競争入札参加資格**

次の各号のいずれにも該当する者であること。

(1) 地方自治法施行令（昭和22年政令第16号）第167条の4の規定に該当しない者であること。**(2) 北九州市物品等供給契約の競争入札参加者の資格及び審査等に関する規則（平成7年北九州市規則第11号）第6条第1項の有資格業者名簿（以下「有資格業者名簿」という。）に記載されていること。****(3) 本市から指名停止を受けている期間中でないこと。****3 競争入札参加資格審査申請書の提出期限**

この公告に係る一般競争入札に参加を希望する者で有資格業者名簿に記載されていないものは、平成17年7月14日までに競争入札参加資格審査申請書を北九州市契約室管理課に提出しなければならない。

4 入札書の提出場所等**(1) 契約条項を示す場所及び日時**

ア 場所 北九州市小倉北区城内1番1号

北九州市契約室契約課

イ 日時 公告の日から平成17年7月26日まで（日曜日、土曜日及び国民の祝日に関する法律（昭和23年法律第178号）に規定する休日を除く。）の毎日午前9

時から午前11時30分まで及び午後1時から午後4時30分まで

(2) 入札説明書及び仕様書の交付方法 前号アの場所において無償で交付する。**(3) 入札説明会の場所及び日時**

ア 場所 北九州市小倉北区城内1番1号

北九州市役所本庁舎地下2階第2入札室

イ 日時 平成17年7月19日午後2時

(4) 競争参加の申出書の提出 この公告に係る一般競争入札に参加を希望する者は、平成17年7月14日までに競争参加の申出書を北九州市契約室契約課に提出しなければならない。**(5) 郵送による場合の入札書の受領期限 第1号アの場所に書留郵便により、平成17年7月25日午後5時までに必着のこと。****(6) 入札及び開札の場所及び日時**

ア 場所 第3号アの場所と同じ。

イ 日時 平成17年7月26日午後2時10分

5 その他**(1) 契約手続において使用する言語及び通貨**

ア 言語 日本語

イ 通貨 日本国通貨

(2) 入札保証金及び契約保証金

ア 入札保証金 入札価格の100分の5以上。ただし、契約規則第5条第7項各号のいずれかに該当する場合は、免除する。

イ 契約保証金 契約金額の100分の5以上。ただし、契約規則第25条第6項第1号又は第3号のいずれかに該当する場合は、免除する。

(3) 入札の無効

次のいずれかに該当する入札は、無効とする。

ア この公告に示した競争入札参加資格のない者がした入札

イ 申請書等に虚偽の記載をした者がした入札

ウ 契約規則第12条各号のいずれかに該当する入札

(4) 落札者の決定方法 契約規則第13条第1項の規定により定められた予定価格の制限の範囲内で最低の価格をもって入札を行った者を落札者とする。**(5) 契約書作成の要否 要****(6) この公告に係る契約は、政府調達に関する協定の適用を受けるものである。****(7) この公告に係る契約に関する事務を担当する主管課の名称及び所在地等**

北九州市契約室契約課

〒803-8501 北九州市小倉北区城内1番1号

電話 093-582-2017

6 Summary**(1) Product and Quantity**

Purchase of Clear plastic garbage bag

Quantity:15,550,000 sheets

(2) Deadline of Tender(by hand)

2:10p.m., July 26, 2005

(3) Deadline of Tender(by mail)

5:00p.m., July 25, 2005

(4) For further information, please contact: Contracts

Section, Contracts Office, City of Kitakyushu

~~~~~  
**水 道 局**  
~~~~~

北九州市水道局管理規程第 7 号

北九州市水道局企業職員の給与に関する規程の一部を改正する規程を次のように定める。

平成 1 7 年 6 月 1 日

北九州市水道局長 森 一 政

北九州市水道局企業職員の給与に関する規程の一部を改正する規程

北九州市水道局企業職員の給与に関する規程（昭和 3 9 年北九州市水道局管理規程第 1 0 号）の一部を次のように改正する。

第 1 3 条第 1 項第 1 号中「職員」の次に「（交通機関等を利用しなければ通勤することが著しく困難である職員以外の職員であって交通機関等を利用しないで徒歩により通勤するものとした場合の通勤距離が片道 1 キロメートル未満であるもの及び第 3 号に掲げる職員を除く。）」を加え、同項第 2 号中「職員」の次に「（自動車等を使用しなければ通勤することが著しく困難である職員以外の職員であって自動車等を使用しないで徒歩により通勤するものとした場合の通勤距離が片道 1 キロメートル未満であるもの及び次号に掲げる職員を除く。）」を加え、同項第 3 号中「職員」の次に「（交通機関等を利用し、又は自動車等を使用しなければ通勤することが著しく困難である職員以外の職員であって、交通機関等を利用せず、かつ、自動車等を使用しないで徒歩により通勤するものとした場合の通勤距離が片道 1 キロメートル未満であるものを除く。）」を加え、同項第 4 号及び同条第 2 項第 4 号を削る。

付 則

この規程は、平成 1 7 年 6 月 1 日から施行する。

病 院 局

北九州市病院局管理規程第 1 号

北九州市病院局職員被服貸与規程を廃止する規程を次のように定める。

平成 1 7 年 3 月 3 1 日

北九州市病院局長 丸 山 文 治

北九州市病院局職員被服貸与規程を廃止する規程

北九州市病院局職員被服貸与規程（昭和 4 4 年北九州市病院局管理規程第 5 号）は、廃止する。

付 則

この規程は、平成 1 7 年 4 月 1 日から施行する。

北九州市病院局管理規程第 2 号

北九州市病院局職員の職名等に関する規程の一部を改正する規程を次のように定める。

平成 1 7 年 3 月 3 1 日

北九州市病院局長 丸 山 文 治

北九州市病院局職員の職名等に関する規程の一部を改正する規程

北九州市病院局職員の職名等に関する規程（昭和 4 3 年北九州市病院局管理規程第 1 1 号）の一部を次のように改正する。

別表中「なつた」を「なった」に、

		きゅう師	きゅう師の業務を行う職務
技能員	医療技術補助員	医療技術補助員の業務を行う職務	

を

		きゅう師	きゅう師の業務を行う職務	
--	--	------	--------------	--

改め、同表の注書中「、技術員又は技能員」を「又は技術員」に改める。

付 則

（施行期日）

- この規程は、平成 1 7 年 4 月 1 日から施行する。
（北九州市病院局職員給与規程の一部改正）
- 北九州市病院局職員給与規程（昭和 4 3 年北九州市病院局管理規程第 5 号）の一部を次のように改正する。
第 2 条第 1 号中ア及びビを削る。
第 1 0 条中「又は単純な労務に雇用される北九州市職員の給与に関する規則の適用を受ける職員」を削る。
別表第 1 のアの表中「ア 一般職給料表（1）」を削り、別表第 1 のイの表を削る。
別表第 4 のアの表中「一般職給料表（1）級別標準職務表」を「一般職給料表級別標準職務表」に改め、別表第 4 中イの表を削り、ウの表をイの表とし、エの表をウの表とし、オの表をエの表とする。
別表第 5 のアの表中「一般職給料表（1）初任給基準表」を「一般職給料表初任給基準表」に改め、別表第 5 中イの表を削り、ウの表をイの表とし、エの表をウの表とし、オの表をエの表とする。
（北九州市病院局職員職種別定数規程の一部改正）
- 北九州市病院局職員職種別定数規程（昭和 4 3 年北九州市病院局管理規程第 1 6 号）の一部を次のように改正する。
本則の表中「8 1 人」を「7 0 人」に、「1, 0 4 6 人」を「1, 0 4 3 人」に、「1 7 6 人」を「1 6 2 人」に改め、医療技術補助員の項を削り、「1, 3 0 5 人」を「1, 2 7 5 人」に改める。

北九州市病院局管理規程第 4 号

北九州市病院局職員衛生委員会規程を次のように定める。

平成 1 7 年 3 月 3 1 日

北九州市病院局長 丸 山 文 治

北九州市病院局職員衛生委員会規程

（趣旨）

- この規程は、労働安全衛生法（昭和 4 7 年法律第 5 7 号）第 1 8 条の規定に基づいて設置する衛生委員会に関し必要な事項を定めるものとする。
（設置）
- 各事業場に衛生委員会を置き、その名称及び当該衛生委員会が調査審議の対象とする事業場（以下「対象事業場」という。）は、別表のとおりとする。
（所掌事務）
- 委員会は、対象事業場について次に掲げる事項を調査審議し、必要に応じて対象事業場の長を経て、病院局長に意見を述べるものとする。
（1） 職員の健康障害を防止するための基本となるべき対策に関すること。
（2） 職員の健康の保持増進を図るための基本となるべき対策に関すること。
（3） 労働災害の原因及び再発防止対策で衛生に係るものに関すること。
（4） 前 3 号に掲げるもののほか、職員の健康障害の防止及び健康の保持増進に関する重要事項
- 委員会は、委員の全員が特に必要があると認める場合は、

対象事業場における労働に関する安全についての事項について調査審議することができる。

(構成)

第 4 条 委員会の委員は、次に掲げる者をもって構成する。

(1) 対象事業場の事務局長又はこれに準ずるもののうちから病院局長が選任した者 1 名

(2) 対象事業場の職員で衛生管理者の職にあるもの、産業医の職にあるもの又は対象事業場の衛生に関連する職にあるもののうちから病院局長が選任した者 4 名

(3) 対象事業場の職員で衛生に関する知識及び経験を有するもののうちから病院局長が選任した者 4 名

2 前項第 3 号に掲げる者である委員については、自治労連北九州市職員労働組合病院評議会及び自治労北九州市病院労働組合の推せんする者を選任するものとする。

(議長)

第 5 条 委員会に議長を置き、前条第 1 項第 1 号に掲げる者である委員をもってこれに充てる。

2 議長は、会務を総理し、委員会を代表する。

3 議長に事故があるとき、又は議長が欠けたときは、あらかじめ議長が指名する委員が、その職務を代理する。

(委員の任期)

第 6 条 委員の任期は、2 年とする。

2 委員は、退職、異動等により対象事業場の職員でなくなったときは、その職を失うものとする。

3 病院局長は、委員に欠員を生じたときは、速やかに後任の委員を選任しなければならない。この場合における後任の委員の任期は、前任者の残任期間とする。

4 委員は、再任されることができる。

(運営)

第 7 条 委員会は、議長が必要と認めるとき、又は委員の 3 分の 1 以上の請求があったとき、議長がこれを招集する。

2 委員会は、第 4 条第 1 項第 2 号及び第 3 号の者である委員のそれぞれの過半数が出席しなければ、会議を開くことができない。

3 委員会の議事は、出席委員の全員の一致により決するものとする。

(庶務)

第 8 条 委員会の庶務は、当該委員会の対象事業場の事務局において処理する。

(総括安全衛生管理者の調整等)

第 9 条 病院局の総括安全衛生管理者の職にある者は、必要に応じて委員会に対し、調整若しくは助言をし、又は報告を求めることができる。

(委任)

第 1 0 条 この規程に定めるもののほか、委員会の運営に関し必要な事項は、議長が委員会に諮って定める。

付 則

(施行期日)

1 この規程は、平成 1 7 年 4 月 1 日から施行する。

(北九州市病院局職員安全衛生委員会規程の廃止)

2 北九州市病院局職員安全衛生委員会規程 (昭和 5 0 年北九州市病院局管理規程第 3 号) は廃止する。

別表 (第 2 条関係)

委員会の名称	対象事業場
医療センター職員衛生委	総務課、業務課、経理課、医療

1 北九州市東部農業委員会委員一般選挙

員会	センター、看護専門学校
門司病院職員衛生委員会	門司病院
若松病院職員衛生委員会	若松病院
八幡病院職員衛生委員会	八幡病院

北九州市病院局管理規程第 5 号

北九州市病院局庁内管理規程の一部を改正する規程を次のように定める。

平成 1 7 年 3 月 3 1 日

北九州市病院局長 丸 山 文 治

北九州市病院局庁内管理規程の一部を改正する規程

北九州市病院局庁内管理規程 (昭和 4 7 年北九州市病院局管理規程第 7 号) の一部を次のように改正する。

第 3 条の表中「規則第 2 条第 7 号」の次に「、1 3 条」を加え、

規則第 1 2 条	室内責任者、守衛	室内管理者
規則第 1 3 条	市長 (北九州市立大学にあっては、学長)	病院局長

を

規則第 1 2 条	室内責任者、守衛	室内管理者
-----------	----------	-------

に

改める。

付 則

この規程は、平成 1 7 年 4 月 1 日から施行する。

北九州市病院局管理規程第 6 号

北九州市病院局職員給与規程の一部を改正する規程を次のように定める。

平成 1 7 年 6 月 9 日

北九州市病院局長 丸 山 文 治

北九州市病院局職員給与規程の一部を改正する規程

北九州市病院局職員給与規程 (昭和 4 3 年北九州市病院局管理規程第 5 号) の一部を次のように改正する。

第 1 0 条後段を削る。

付 則

この規程は、公布の日から施行する。

市選挙管理委員会

北九州市選挙管理委員会告示第 2 5 号

平成 1 7 年 7 月 1 0 日執行予定の北九州市東部農業委員会委員一般選挙及び北九州市西部農業委員会委員一般選挙における各選挙区の選挙長及びその職務を代理すべき者を、次のように選任する。

平成 1 7 年 6 月 2 1 日

北九州市選挙管理委員会

委員長 森 脇 周 三

選挙区分	選挙長		同左の職務を代理すべき者	
	住所	氏名	住所	氏名
第1選挙区	門司区黒川東一丁目11番24号	青木敬隆	門司区大字畑875番地	藤本信弘
第2選挙区	小倉南区大字志井478番地	尾上勝	小倉南区石田南二丁目10番6号	竹村大吉
第3選挙区	小倉南区湯川一丁目9番16号	大久保正美	小倉南区中曽根三丁目3番19号	安本玉喜
第4選挙区	小倉南区大字木下1155番地	岡村勝博	小倉南区大字小森60番地	有松淳

2 北九州市西部農業委員会委員一般選挙

選挙区分	選挙長		同左の職務を代理すべき者	
	住所	氏名	住所	氏名
第1選挙区	若松区大字頓田1506番地	大庭卓朗	若松区大字有毛349番地	大庭始
第2選挙区	八幡西区楠橋下方一丁目7番15号	藤津厳剛	八幡西区野面一丁目11番20号	山田富生

~~~~~  
北九州市選挙管理委員会告示第26号

農業委員会等に関する法律（昭和26年法律第88号）第11条において準用する公職選挙法（昭和25年法律第100号）第17条第2項の規定により、本市の区域を分けて投票区を、平成17年6月22日から次のように設ける。

北九州市東部農業委員会委員選挙（第1選挙区）投票区

北九州市東部農業委員会委員選挙及び北九州市西部農業委員会委員選挙の投票区の設置についての告示（平成14年北九州市選挙管理委員会告示第8号）は廃止する。

平成17年6月21日

北九州市選挙管理委員会

委員長 森脇周三

| 投票区名  | 区                                                | 域                                                                                                                                               |
|-------|--------------------------------------------------|-------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------|
| 第1投票区 | 北九州市門司区投票区設置についての告示（平成10年北九州市門司区選挙管理委員会告示第7号）の表中 | 第1投票区<br>第2投票区<br>第3投票区<br>第4投票区<br>第5投票区<br>第6投票区<br>第7投票区<br>第8投票区<br>第9投票区<br>第10投票区<br>第11投票区<br>第12投票区<br>第13投票区<br>の区域                    |
| 第2投票区 | 〃                                                | 第14投票区<br>第15投票区<br>第16投票区<br>第17投票区<br>第18投票区<br>第19投票区<br>第20投票区<br>第21投票区<br>第22投票区<br>第23投票区<br>第24投票区<br>第25投票区<br>第26投票区<br>第27投票区<br>の区域 |

|       |     |                                      |       |
|-------|-----|--------------------------------------|-------|
|       |     | 第29投票区<br>第30投票区<br>第31投票区<br>第32投票区 |       |
| 第3投票区 | " } | 第28投票区                               | } の区域 |

## 北九州市東部農業委員会委員選挙（第2選挙区）投票区

| 投票区名    | 区                                                                         | 域                                                                                                                                                                                                  |
|---------|---------------------------------------------------------------------------|----------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------|
| 第 1 投票区 | 北九州市小倉北区投票区<br>設置についての告示<br>(平成 1 1 年北九州市小<br>倉北区選挙管理委員会告<br>示第 6 5 号)の表中 | 第 1 投票区<br>第 2 投票区<br>第 3 投票区<br>第 4 投票区<br>第 5 投票区<br>第 6 投票区<br>第 7 投票区<br>第 8 投票区<br>第10投票区<br>第11投票区<br>第12投票区<br>第25投票区<br>第26投票区<br>第27投票区<br>第28投票区<br>第31投票区<br>第32投票区<br>第44投票区<br>第45投票区 |
| 第 2 投票区 | "                                                                         | 第 9 投票区<br>第15投票区<br>第16投票区<br>第17投票区<br>第18投票区<br>第19投票区<br>第20投票区<br>第21投票区<br>第22投票区<br>第23投票区<br>第24投票区<br>第42投票区<br>第43投票区                                                                    |
| 第 3 投票区 | "                                                                         | 第29投票区<br>第30投票区<br>第33投票区<br>第34投票区<br>第35投票区<br>第36投票区<br>第37投票区<br>第38投票区<br>第39投票区<br>第40投票区<br>第41投票区                                                                                         |
| 第 4 投票区 | " }                                                                       | 第13投票区 }                                                                                                                                                                                           |
| 第 5 投票区 | " }                                                                       | 第14投票区 }                                                                                                                                                                                           |

|       |                                                                     |                                                                                                                                |       |
|-------|---------------------------------------------------------------------|--------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------|-------|
| 第6投票区 | 北九州市小倉南区投票区<br>設置についての告示<br>(平成14年北九州市小<br>倉南区選挙管理委員会告<br>示第41号)の表中 | 第1投票区<br>第2投票区<br>第3投票区<br>第4投票区<br>の一部<br>(日の出町一丁目を<br>除く区域)<br>第5投票区<br>第6投票区<br>第27投票区                                      | の区域   |
| 第7投票区 | "                                                                   | 第4投票区<br>の一部<br>(日の出町一丁目<br>のみ)<br>第7投票区<br>第8投票区<br>第9投票区<br>第31投票区<br>第39投票区<br>第41投票区                                       | の区域   |
| 第8投票区 | "                                                                   | 第10投票区<br>第37投票区<br>の一部<br>長野一丁目1番～14<br>番・15番(1号・45<br>号を除く。)・16番<br>・17番(18号を除く<br>)・19番、横代東町<br>三丁目2番15号を除<br>く区域<br>第42投票区 | の区域   |
| 第9投票区 | " }                                                                 | 第11投票区                                                                                                                         | } の区域 |

## 北九州市東部農業委員会委員選挙(第3選挙区)投票区

| 投票区名    | 区                                                                         | 域                                                                                                                                                       |     |
|---------|---------------------------------------------------------------------------|---------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------|-----|
| 第 1 投票区 | 北九州市小倉南区投票区<br>設置についての告示<br>(平成 1 4 年北九州市小<br>倉南区選挙管理委員会告<br>示第 4 1 号)の表中 | 第19投票区<br>第28投票区                                                                                                                                        | の区域 |
| 第 2 投票区 | 〃                                                                         | 第20投票区<br>第33投票区<br>第34投票区<br>の一部<br>葛原東二丁目(10番<br>を除く)、葛原東三<br>丁目(11・13～15番<br>を除く)及び葛原東<br>五・六丁目の区域<br>第37投票区<br>の一部<br>長野一丁目 1 番～14<br>番・15番( 1 号・45 | の区域 |

|       |   |                                                                                                                                                                                                                                                                                     |     |
|-------|---|-------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------|-----|
|       |   | 号を除く)・16番・<br>17番(18号を除く)<br>・19番、横代東町三<br>丁目2番15号の区域                                                                                                                                                                                                                               |     |
| 第3投票区 | " | 第21投票区<br>第22投票区<br>第29投票区<br>第34投票区<br>の一部<br>葛原東二丁目(10番<br>を除く)、葛原東三<br>丁目(11・13~15番<br>を除く)及び葛原東<br>五・六丁目を除く区<br>域                                                                                                                                                               | の区域 |
| 第4投票区 | " | 第23投票区<br>第24投票区<br>第30投票区<br>第35投票区<br>の一部<br>曽根新田北一丁目、<br>曽根新田北二丁目(3<br>番除く)、曽根新<br>田北三丁目(16番5<br>号を除く)、曽根新<br>田北四・五・六・七<br>丁目、曽根新田南一<br>・二・三・四丁目、<br>大字曽根新田の一部<br>及び大字曽根の一部<br>を除く区域<br>第43投票区<br>の一部<br>田原一丁目、田原二<br>丁目(1~7番・8<br>番8号以上・9~17<br>番)、田原三丁目、<br>田原四丁目、田原五<br>丁目の区域 | の区域 |
| 第5投票区 | " | 第25投票区<br>第35投票区<br>の一部<br>曽根新田北一丁目、<br>曽根新田北二丁目(3<br>番除く)、曽根新<br>田北三丁目(16番5<br>号を除く)、曽根新<br>田北四・五・六・七<br>丁目、 曽根新 田南<br>一・二・三・四丁目<br>、大字曽根新田の一<br>部及び大字曽根の一<br>部の区域<br>第40投票区                                                                                                       | の区域 |
|       |   | 第26投票区<br>第36投票区                                                                                                                                                                                                                                                                    |     |

|       |   |                                                                        |     |
|-------|---|------------------------------------------------------------------------|-----|
| 第6投票区 | " | 第43投票区<br>の一部<br>田原一丁目、田原二丁目（1～7番・8番8号以上・9～17番）、田原三丁目、田原四丁目、田原五丁目を除く区域 | の区域 |
|-------|---|------------------------------------------------------------------------|-----|

## 北九州市東部農業委員会委員選挙（第4選挙区）投票区

| 投票区名  | 区                                                   | 域                |     |
|-------|-----------------------------------------------------|------------------|-----|
| 第1投票区 | 北九州市小倉南区投票区設置についての告示（平成14年北九州市小倉南区選挙管理委員会告示第41号）の表中 | 第12投票区<br>第32投票区 | の区域 |
| 第2投票区 | " }                                                 | 第38投票区           | の区域 |
| 第3投票区 | " }                                                 | 第13投票区           | の区域 |
| 第4投票区 | " }                                                 | 第14投票区           | の区域 |
| 第5投票区 | " }                                                 | 第15投票区           | の区域 |
| 第6投票区 | " }                                                 | 第16投票区           | の区域 |
| 第7投票区 | " }                                                 | 第17投票区           | の区域 |
| 第8投票区 | " }                                                 | 第18投票区           | の区域 |

## 北九州市西部農業委員会委員選挙（第1選挙区）投票区

| 投票区名  | 区                                               | 域                                                                                                 |     |
|-------|-------------------------------------------------|---------------------------------------------------------------------------------------------------|-----|
| 第1投票区 | 北九州市若松区投票区設置についての告示（平成8年北九州市若松区選挙管理委員会告示第6号）の表中 | 第1投票区<br>第2投票区<br>第3投票区<br>第4投票区<br>第5投票区<br>第6投票区<br>第7投票区<br>第8投票区<br>第9投票区<br>第10投票区<br>第11投票区 | の区域 |
| 第2投票区 | " }                                             | 第12投票区<br>第13投票区<br>第14投票区<br>第16投票区<br>第23投票区<br>の一部<br>（東二島のみ）                                  | の区域 |
|       |                                                 | 第15投票区<br>第17投票区<br>第18投票区                                                                        |     |

|       |   |                                                                                |     |
|-------|---|--------------------------------------------------------------------------------|-----|
| 第3投票区 | 〃 | 第19投票区<br>の一部<br>(ひびきの、塩屋を除く)<br>第23投票区<br>の一部<br>(東二島を除く)                     | の区域 |
| 第4投票区 | 〃 | 第19投票区<br>の一部<br>(ひびきの、塩屋のみ)<br>第20投票区<br>第21投票区<br>第22投票区<br>第24投票区<br>第25投票区 | の区域 |

## 北九州市西部農業委員会委員選挙(第2選挙区)投票区

| 投票区名    | 区                                                                    | 域                                                                                                                                                                                                                                                                |
|---------|----------------------------------------------------------------------|------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------|
| 第 1 投票区 | 八幡東区及び戸畑区の区域                                                         |                                                                                                                                                                                                                                                                  |
| 第 2 投票区 | 北九州市八幡西区投票区<br>設置についての告示<br>(平成 4 年北九州市八幡<br>西区選挙管理委員会告示<br>第10号)の表中 | 第 1 投票区<br>第 2 投票区<br>第 3 投票区<br>第 4 投票区<br>第 5 投票区<br>第 6 投票区<br>第 7 投票区<br>第 8 投票区<br>第 9 投票区<br>第10投票区<br>第11投票区<br>第12投票区<br>第13投票区<br>第14投票区<br>第15投票区<br>第16投票区<br>の一部<br>(陣原一丁目を除く)<br>第35投票区<br>第36投票区<br>第37投票区<br>第38投票区<br>第39投票区<br>第40投票区<br>第41投票区 |
|         |                                                                      | 第16投票区<br>の一部<br>(陣原一丁目のみ)<br>第17投票区<br>第18投票区<br>第19投票区<br>第20投票区<br>第21投票区<br>第22投票区<br>第23投票区<br>第24投票区                                                                                                                                                       |

|         |   |                                                                                                                                |     |
|---------|---|--------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------|-----|
| 第 3 投票区 | " | 第25投票区<br>第26投票区<br>第27投票区<br>第28投票区<br>第29投票区<br>第30投票区<br>第31投票区<br>第32投票区<br>第33投票区<br>第34投票区<br>第50投票区<br>第51投票区<br>第52投票区 | の区域 |
| 第 4 投票区 | " | 第42投票区<br>第43投票区<br>第44投票区<br>第45投票区<br>第46投票区<br>第47投票区                                                                       | の区域 |
| 第 5 投票区 | " | 第48投票区<br>第49投票区                                                                                                               | の区域 |

## 雑 報

### 福岡北九州高速道路公社公告第 1 号

福岡北九州高速道路債券の定時償還のための抽せんを行った結果、償還する債券の証券番号が決定しましたので福岡北九州高速道路債券規程第 1 5 条第 1 項の規定により公告します。

平成 1 7 年 7 月 1 日

福岡北九州高速道路公社  
理事長 田 中 康 順  
記

| 銘 柄                    | 券面金額     | 証券番号                          | 償還期日                  | 償還額(千円)      |
|------------------------|----------|-------------------------------|-----------------------|--------------|
| 第 9 3 回福岡北九州<br>高速道路債券 | 1 0 0 万円 | 8, 6 1 9 ~ 9, 3 0 8           | 平成 1 7 年<br>7 月 2 6 日 | 6 9 0, 0 0 0 |
| 第 9 5 回福岡北九州<br>高速道路債券 | 1 0 0 万円 | 8, 4 8 2 ~ 8, 9 3 1           | 平成 1 7 年<br>7 月 2 8 日 | 4 5 0, 0 0 0 |
| 第 9 7 回福岡北九州<br>高速道路債券 | 1 0 0 万円 | 1 7, 5 3 2<br>~<br>1 8, 2 8 1 | 平成 1 7 年<br>7 月 2 8 日 | 7 5 0, 0 0 0 |
| 第 9 9 回福岡北九州<br>高速道路債券 | 1 0 0 万円 | 1 7, 5 0 2<br>~<br>1 8, 2 5 1 | 平成 1 7 年<br>7 月 2 8 日 | 7 5 0, 0 0 0 |